独立革命史の史学史的再検討

富 西 大 市 清

田川原橋水

虎 祐靖

男 進 子 子 博

リカ研究センターの富田虎男の特別参加をえた。ることにした。毎週月曜日の午後をこの研究にあて、東大アメした研究会の研究課題として「アメリカ独立革命」をとりあげ、昭和三十六年度に私の研究室に集まった大学院学生を中心と

したのである。

各植民地・邦における政治勢力の対立・経済の実態を検討するとれた今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めされた今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めされた今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めされた今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めされた今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めされた今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めされた今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めされた今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めされた今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めされた今津見に明行を放った。

中屋健一氏の参加をえて合宿討議の形で報告を行った。
れ目と十日の二日間、新潟県の燕ハイランド・ロッジにおいてた、を確認した。各自の分担は左の如くで、昭和三十六年八月と、を確認した。各自の分担は左の如くで、昭和三十六年八月と、を確認した。その際、共通の問題点として、独立革命時代を広ことにした。その際、共通の問題点として、独立革命時代を広

コメリーランドニ ーサウ ii ii **「マサチュセッツ」** 「ペンシルヴェニア」 - ジョージア 「ヴァジニア」「ノース・カロライナ」 ワス・カロライナ」 富田虎男 增予顺子 富田虎男 阿部澄子 **大原宿子** 有賀 市橋靖子 市橋靖子 增 進

総括 清水 博討論「内部革命の定義について」 全員

およそ次の点が指摘できると思われる。

今、各報告の内容を逐一紹介する余裕はないが、概括してお

急進派の一定限度の挑戦をうけつつも、保守派の支配が貨徹さの)各植民地・邦においては、ペンシルヴェニアを除いて、

れた。

か、特殊な歴史的条件によるとみるか、で論が分れた。よる権力の掌握という事態が生じた。これを 『典型』 とみるの ペンシルヴェニアにおいては、都市中小市民層・農民に

るとすればそれにどのような歴史的規定を与えるべきか。いてみられず、革命という言葉で一括できるかどうか。一括すにアメリカ自体の政治勢力の階級姿替は、殆んどの植民地におにアメリカ自体の政治勢力の階級姿替は、殆んどの植民地におう 独立宣言前後を境に、革命推進勢力の変化がみられる。

以上の問題点に関連して、アメリカ史家の「民主化運動」「快年産の成果としてまとめることにした。
以上の問題点に関連して、アメリカ東家の「民主化運動」「以上の問題点に関連して、アメリカ東京の「民主化運動」「大年度の成果を再検討する必要が感ぜられた。 そこれぞれが使われた意味を再検討する必要が感ぜられた。 そこれぞれらはすべて参加者全員の共同研究にもとづく成果である。それらはすべて参加者全員の共同研究にもとづく成果である。それらはすべて参加者全員の共同研究にもとづく成果である。それらはすべて参加者全員の共同研究にもとづく成果である。それらはすべて参加者全員の共同研究にもとづく成果である。それらはすべて参加者全員の共同研究にもとが、大原祐子が連合時代の、西げるようにはすべて参加者全員の共同研究にもとづく成果である。

本年度は共同研究の歩を「ジャクソニアン・デモクラシー」

されるものと考えている。
へ進めた。独立革命の性格が本年度の研究によって一層明かに

学会の伝統によったのである。

(清水 博)学会の伝統によったのである。

(清水 博)学会の伝統によったのである。

(清水 博)が、本稿の中で Beard をビーアドとしたのはビーアド博士自動が、本稿の中で Beard をビーアドとしたのはビーアド博士自動が、本稿の中で Beard をビーアドとしたのはビーアド博士自動を開放立以後のステーツを区別したのである。同じくステーツなる語を用いても連合時代のステーツを区別したのである。同じくステーツなる語を用いても連合時代のステーツを区別したのである。同じくステーツなる語を成立以後のステーツと区別したのである。同じくステーツなる語を成立以後のステーツと区別したのである。同じくステーツない。

(清水 博)

学会の伝統によったのである。

(清水 博)

学会の伝統によったのである。

- 37

れぞれ一つの学派を形成しているわけではない。の動向をとりまとめるための毎宜上のものであって、彼らがその動向をとりまとめるための毎宜上のものであって、彼らがそのが向をとりまとめるための毎年な第三のグループを、一応ここれぞれープ分けすることに困難な第三のグループを、一応ここれぞれ一つの学派を形成しているわけではない。

年のノンインターコースをうぐって、『『『』、みられたとする。この両者の対立は、具体的には一七六九のられたとする。 う。一方、こうした対英抗争の側面として、むしろ副次的にアのままで急進派の主張である独立宣言に従ったまでであると云たのではない。彼らの多くは、いやいやながら、又は中立的立場派へ向うものが出たが、しかし保守派のすべてが勤王派になっ派として、第一回大陸会議の頃から次第に保守派の中から勤王果として、第一回大陸会議の頃から次第に保守派の中から勤王 植民地のアソシエーションに権威を与えようとしたのに対し、 後者は英本国の議会に権威を仰ごうとした。こうした対立の結 ンターコースを主張したのに対し、保守派は穏健なノンインタ って、ベッカーが「民主化運動が基本的であった」と主張してって、ベッカーが「民主化運動が基本的であった」と主張してメリカ植民地内部での選挙権の拡大が潮進的に進められた。従 き出されたという意味で、基本的といっているのではない。ァような意味とは異っており、まして内部革命によって独立が導 も、それは、後世の多くの「進歩的」解釈派の学者が主張する リン・シェイムソンの The American Revolution considered う概念を新しく導入したところに、ベッカーの意義がある。 更に本国からの政治的独立と民主化運動との二元的な運動とい え方に対し、そこに新しく急進派対保守派との対立を見出し、 メリカ独立革命を勤王派対愛国派との対立という一元的なとい ビーアドと並んでアメリカ史の小古典といわれるJ・フランカ コースを主張、更に一七七四年の第一回大陸会議では前者が のノンインターコースをめぐって、急進派が徹底的なノンイ 次に「大きなタイトルをもつ小さな本」として、ターナー、 A Social Movement (1926) じ日を向けよう。 ジェイムリ

> ランス革命研究に刺激され、従来ほとんど政治及び軍事面のみ て、アメロカは平民を主体として水平的民主化の方向に向い立独立という政治闘争によって勤王派が追放されたこと に よっ えずして、広く地面の上にまでほとばしり出た。多くの経済的 「革命の流れが一度流出しはじめると、狭い堤防の中にとどまり に限られていたアメリカ独立革命の研究に、新しく社会運動と ンは当時すでに社会運動としてとらえることに成功していたフ ジェイムソンの場合、独立革命の担い手は勤王派と愛国派で、 欲求や社会的熱望が政治闘争によって解放され、かくして解放 しての視角を導入したところに彼のオリジナリティ が ある。 的諸力が解放されたとする点である。このジェイムソン説の中 政治闘争の結果、すなわち独立という外的条件によって、社会 た、と主張している。ジェイムソンの社会運動説の特徴は、 に成功した最初の学説としても、今日もなお健全である。 アメリカ独立革命をブルジョワ革命という観点から把えること には、後でのべるような弱点もあるが、無意識の中ではあるが

十九世紀末から二十世紀始めの三十年にかけて勃興した「進十九世紀末から二十世紀始めの三十年にかけて勃興した「進っていたるまでにすでに三版を重ねたメリル・ジェンセンの了he Articles of Confederation—An interpretation of the Social-constitutional history of the American Revolution, 1774—1781 (1940, 1948, 1959) は、その有力な代表作の一つ1774—1781 (1940, 1948, 1959) は、その有力な代表作の1784 (1940, 1948, 1948, 1959) は、その有力な代表に1784 (1940, 1948, 1959) は、その有力な代表作の1784 (1940, 1948, 1959) は、その有力な代表作の1784 (1940, 1948, 1959) は、その有力な代表に1784 (1940, 1948,

1 第 -- 39

40 ---

の対立を主として対英抵抗政策に対する態度からのみ把えたの民主化運動が基本的であると指摘しながら、急進派と保守派と点でジェイムソン説を強化するものであった。またベッカーが の対立を把えた点で、ベッカーを強化したものといえよう。 社会的変化を望むか望まないかという)から急進派と保守派と に対し、ジェンセンは国内政策に対する立場(アメリカ内部の に存在していたダイナミックな力を重視し、連続性を強調したセンは、ジェイムソンが見おとしていた、すでに植民地社会的 的独立がもたらされた、という前堤が立てられている。ジェンたのではないにしても、一部では民主化運動の結果として政治おいては、民主化運動がアメリカ独立革命を決定的にリードし 社会的変化への要求の結果でもあった。一つまりジェンセンにまで民主化をともない、また一部では一七七六年前後の政治的どのようなものであろうか。「独立のための戦争は、ある程度 降、ことに七四十七六年の内部革命に注目している。ジェンセ連続として! 把握すべきであるという立場から、 印紙税法 以連続と (**) 進派の勝利の時代とみる。ジェンセンのアメリカ独立革命論は との 対立であるとし、 独立革命から連合規約の成立までを急 ンは、内部革命を保守派(貴族的階級)と急進派(民主的階級 に、独立革命そのものの研究書ではなく連合規約についてのも しジェンセン説は、すでに述べた如く連合規約と合衆国憲法 である。しかし、連合規約を一七八七年の時点から批判する ではなく、 ってさしつかえない。 本書はタイト 植民地時代、独立革命からの「社会的緊張状態の

> 夸 という言葉に置きかえても差しつかえないといって いること ――七四年の植民地内部での諸不満」とか「政治的社会的変化」 ンセン自身も、第三版では、内部革命という言葉は「一七六三 ある条件づきなしでは受け入れられないように思われる。ジェ を主張しているのである。この説は連合規約の解釈としては一 つの有効性をもっているが、独立革命そのものの解釈としては て独立革命における急進主義の勝利、すなわち内部革命の成功 との内容を比較検討し、前者がより急進的であったという ら出発して、歴史の連続性という見地から時代をさかのぼっ 注目したい。

立って、改革を進める勢力とそれに対抗する勢力との対立とい う視点からアメリカ史を把えようとするものである。 革新主義運動、ニュー・ディールなどの一連の革新主義の上に とみる立場である。彼らは、十九世紀後半からの人尺党運動、 主化運動、ジェイムソンは社会運動、ジェンセンは内部革命) を主張し、それが何らかの形で成功をおさめた(ベッカーでは民 解釈派に共通する解釈は、いかなる形にせよ独立革命の二重性 その間にはかなりの相違があることがわかる。しかし「進歩的 ー、ジュイムソン、ジェンセンの三人の独立革命論をみても、 いわゆる「進歩的」解釈派として以上でとりあげた ベッ

けられる保守反動とか「進歩的」解釈を批判するという否定的 る。しかし「保守的」解釈派というのは、この言葉から印象づ 程度まで反映して抬頭してきた「保守的」解釈派が対立してい これに対して、戦後のアメリカ社会の保守的なムードをある

いることに注目しなければならない。
 は向がみられるが)、アメリカに伝統的な保守性の起源をこの傾向がみられるが)、アメリカに伝統的な保守性の起源をこの傾向がみられるが)、アメリカに伝統的な保守性の起源をこのな意味においてのみ存在するのではなく(一部の学者にはこのな意味においてのみ存在するのではなく(一部の学者にはこのな意味においてのみ存在するのではなく(一部の学者にはこのな意味においてのみ存在するのではなく

づけようとしたものにダニエル・J・ブーアスティンの Tkg American political thought since the Revolution (1955) Genius of American Politics (1953) シャイス・ヘーシミ The Liberal Tradition in America—An interpretation of アメリカの政治思想の流れの中で、アメリカ独立革命を位置

てアメリカ独立革命もフランス革命も並列的に論ずる態度でふる)を批判するのは、革命という植物界でいう属の中の種とし 釈派(ブーアスティンはリベラル・ヒストリアンズと呼んでいりカ独立革命の特徴であると主張している。彼が『進歩的』解 がある。ブーアスティンはこの本の第二章に「アメリカ革命」 が最初の一発で成功してしまって、独立がいわば「天左のもの」は独立宣言であって、人権宣言ではない。」しかも植民地反乱乱にすぎなかった」のであり、「われわれの国家の出生証明書きなかった。「アメリカ革命は革命ではなく、単なる植民地反 系をつくり上げたもの る。アメリカ革命は、ヨーロッパの革命のごとく新しい思想体 ドグマなき革命」というタイトルをつけ、非ドグマ性こそアス なかった古いイギリス本国の慣習や制度を守るための戦いにす ではなく、ジョージ三世によって守られ

> う相剋する価値体系をもたなかったがゆえに、今日においてもた新国家の建設に際しても土着の制度とか異民族の文化とかい インによ、こ、う見長に付する自己批判につながるものであた。メリカが他の異った価値体系や革命という現象を十分に埋します。ことと、 独立ということ自体いわば「天芽のもの」として与えられ、ま ティンがここでアメリカ革命が革命ではなかったというのは、 解しえないという現実に対する自己批判につながる も リカ 思想の無理論的伝統を生み出す基盤があった。 ブーアスとして授けられたところに、 アメリカの政治的保守性やアス

んでいる)がアメリカの植民地社会を封建的なものであると解患的一解釈派の歴史家(ハーツはニュー・ヒストリアンズと呼か独立革命のユニークさを強調している。ハーツの場合も「進論に対し、封建制の欠如という具体的な内容を指摘してアメリー・ルーツは、ブーアスティンのいう革命の非ドグマ性という理・ハーツは、ブーアスティンのいう革命の非ドグマ性という理 はアメリカには最初からヨーロッパのような封建側やアンシし、これに対して社会革命が起ったと考えるのに対し、ハー なく、自由主義が最初から自然発生的に存在したところに、ア このようにアメリカ社会には元々、克服されるべき価値体系が き過去がないため社会革命はありえないと主張するのである。 否定するものではなかったときびしく指摘している。とのよう 急進的反動であったシェイズの反乱さえもブルジョワ的気風を メリカのユニークさがある。 しかもアメリカ独立革命で唯一の ン・レジームが存在しなかった、従ってそこには否定されるべ インやハーツは、 ただ単に「進歩的」解釈派を批判 .,, 4.

的な意味で、十八世紀の独立革命を財産所有者と非所有音との 彼らは生命をとして諸原則の維持のために戦ったのである。こ 二重抗争として把えている。 である。彼らは財産権と人権とが両立しえなくなった二十世紀 る歴史家(ここで云う「進歩的」解釈派とほぼ同じとみてよい) れがモーガンの云うアメリカ独立革命である。モーガンが批判 の課税政策は植民地人の財産権を侵害するものであったため、 由」とは譲ることのできない諸原則であった。しかるに英本国原因を『諸原期』に求めている。植民地人にとって『財産と自エガンの云うところを聞こう。モーガンはアメリカ独立革命のエガンの云うところを聞こう。 経済上の理由から革命を否定する立場に立っている。 先 づ モ 非革命性を主張するのに対し、モーガンやブラウンは主として スティンやハーツが共に政治思想の上からアメリカ独立革命のった視点から「保守的」解釈派に属する歴史家である。ブーア 者のロバート the Revolution in Massachusetts, 1691—1780 (1955) たエドモンド・5・モーガンと Middle Class Democracy and 紀のアメリカでは財産が広く一般に所有されていたので、国 的には財産所有をめぐる争いが存在しなかった。 対象とするのは、ビーアドを始めとする経済的解釈を強調す The Birth of the Republic, 1763-89 (1955) 法委公兵上 ・E・ブラウンは、ブーアスティンやハーツと異 しかしモーガンによれば、 十八 従って独立 の関

要約されている。

東命の際に、財産と自由が叫ばれても、それは内部抗争の意味ではなく、財産権の神聖といういかなる人にとっても譲ることのできない原則を守るための英本国との戦いを意味した。アメのできない原則を守るための英本国との戦いを意味した。アメのできない原則を守るための英本国との戦いを意味した。アメリカ独立革命の際に、財産と自由が叫ばれても、それは内部抗争の意味

こうしたアメリカ植民地社会の経済的平等を更に強く主張するのが、次にあげるブラウンである。ブッウンはマサチュセッツを開級の民主主義」が完成していたことを証明した。これによっ戊年男子によって所有されていたことを証明した。これによっ戊年男子によって所有されていたことを証明した。これによっ戊年男子によって所有されていたことを証明した。これによっ戊年男子によって正マサチュセッツでは植民地時代から「中産階級の民主主義」が完成していた以民地時代にすでに「中産階級の民主主義」が完成していた以民地時代にすでに「中産階級の民主主義」が完成していた以民地時代にすでに「中産階級の民主主義」が完成していた以前の政策を支援する。これらの経済的平等を更に強く主張するのが、次にあげるブラウンの主張には「進歩的」解釈派を批判するための批判という傾向が他の歴史家に比べて強いように思われる。

意味での経済的革命が否定され、ここに「保守的」解釈派によ意味での政治的革命が否定され、他方では所有権の移動というる。かくて政治的にはドグマなき革命として政権の移動という者といいいでは中産階級論は、ブーィスティンやハーツのいうアメガル・コンセンサスの経済的基盤を提供していると考えらればがそれぞれ革命の工重性を否定する根拠とした財産の広範な人がそれぞれ革命が否定され、他方では所有権の移動というでは、カースを表現を表現している。

ある。

理解できないものがある。

理解できないものがある。

理解できないものがある。

理解できないものがある。

理解できないものがある。

理解できないものがある。

理解できないものがある。

理解できないものがある。

理解できないものがある。

電上の区分として、そう名づけただけである。
 一学派を構成しているのでもなく、また「修正」派の中にもそ一学派を構成しているのでもなく、また「修正」派の中にもその新しい一派は、「進歩的」および「保守的」解釈に対し、両の新しい一派は、「進歩的」および「保守的」解釈に対し、両の新しい一派は、進歩的」および「保守的」解釈に対し、両によるの主には後でのべるように相当な違いがあるが、ここでは「修正」派の新した。

uation," The American Historical Review, (Oct. 1954) wation," The American Historical Review, (Oct. 1954)

トールスは、アメリカ独立革命の最近の研究の諸成果から、ジェイムソンが政治関争によって解放されたという諸力の個々には、次のような弱点があると指摘している。このようにトールスは、ジェ有効である」と結論づけている。このようにトールスは、ジェ有効である」と結論づけている。このようにトールスは、ジェイムソン説の遺場を擁護している。こかし一方ではジェイムソン説には、次のような弱点があると指摘している。一他の場合と同じは、次のような弱点があると指摘している。一他の場合と同じは、次のような弱点があると指摘している。一他の場合と同じは、次のような弱点があると指摘している。一世の場合と同じは、次のような弱点があると指摘している。一世の場合と同じは、次のような弱点があると指摘している。一世の場合と同じは、次のような弱点があると指摘している。一世の場合と同じは、次のような弱点があるととなが、余りにも急激に一連の変化がおおいば、次のような弱点があると指摘している。「他の場合と同じは、次のような弱点があると指摘している。」という観点に表示的によったという。

「修正」派として注目される。同書は、従来アメリカ独立のた最初のものとして注目される。同書は、従来アメリカ独立革命論がそこでれた雑誌論文であって、彼自身のアメリカ独立革命論がそこで展開されているわけではない。次にあげるエリシャ・P・ダケ展開されているわけではない。次にあげるエリシャ・P・ダケルにはは rights and majority rule during the American Revolution 1955) は、『修正』派のアメリカ独立革命論がそこでのlution 1955) は、『修正』派のアメリカ独立革命論がをませた。

革命の中にも一七六○→「八○○年のヨーロッパと同じような ロッパとの比較史という立場から、アメリカ独立

> より、『アメリカに真の革命があった』という。もちろんパーほど多数の勤王派が追放され、彼らの財産が没収されたことにされるが、アメリカ独立革命においてもフランス革命に劣らぬってフランス革命にみられるエミグレの追放はこの典型と見なってフランス革命になられるエミグレの追放はこの典型と見なら達によって所有されていること』に反対する運動である。従人達によって所有されていること』に反対する運動である。従人権利が、ある固定化した特権的、閉鎖的、独占的グループの的権利が、ある固定化した特権的、閉鎖的、独占的グループの し、後者が真の革命を主張しながらも、革命の結果についてはパーマーの主張とは、 出発点において前者が非革命性を 主 張ニーカさを主張するブーアスティンやハーッとそれを否定するはいるが、ユニークではない」と主張してい; - 移正上派の多くが方法論の点では「進歩的」解釈のそれを用同質性!という結論に達していることは興味深い。このことは共に「アメリカン・コンセンサス」!アメリカ的思考の基本的共に「アメリカン・コンセンサス」 い、結論では「保守的」解釈のそれと一致していることを示 あった事実を認めているが、 マーもコーロッパに比べアメリカには封建的な諸条件が稀薄で る不満...の結果であり、政治的には「政府あるいはある種の公 観、または少なくとも古い社会階層側および困襲的階級に対す A political history of Europe and America, 1760-1800 民主的革命を見出そうとするR・R・パーマーを挙げよう。 (1959)パーマーのいう民主的革命とは『一種の新しい 平 いるが、ユニークではない』と主張している。アメリカのった事実を認めているが、「アメリカはコーロッパと異っ The Challenge-The Age of the Democratic Revolution って

最後に同じく「修正」派に属すると考えられるサチャ

見ている。しかしモリスの独立革命説は、「進歩的」解釈派のにアメリカ独立革命は不完全な保守的結果に終ったとモリスはな支配権をとった」という形で闘われた。従って政治的社会的エリートが革命を始め、しかも主として同じエリートが最終的 立革命の中に階級抗争が存在したことを認めている。その階級 (Jan. 1962)。 モリスは題名が示しているように、 American Revolution," The William and Mary Quarterly, B・モリスをとりあげてみたい リトル・メン)のつき上げの板ばさみになった「ホイッグ・ 抗争とは、外から(英本国)の圧迫と内から(水平的階級又は 地所有関係である地主・小作制、免役地代の廃止というブルジいう政治的結果からだけとらえようとしたのに対し、封建的上ジェンセンや「修正派」のダグラスが革命の「重性を民主生と とづくプランテーション制が、革命によって廃止されず、その 命と異ったユニークさかもつものとして、南部の奴隷労働にも モリスは、アメリカ独立革命を他のヨーロッパのブルジョワ革 ョワ革命という立場から見直した点で大きな意義がある。 更に 定せず、ブルジョワ革命という広い視野から把えようとするに リカ独立革命論の特徴は、革命を限られた歴史的時間にだけ限 まま温存されたことを指摘している。このようにモリスのアメ くみられるという指摘は、 されるアメリカ社会に固有のハラドックスが南部にもっとも強 ある。しかも、プランテーション、人種問題などに典型的に示 . エンセンや「修正派」のダグラスが革命の一重性を民主化と アメリカ史研究者に多くのものを示 "Class Struggle and the アメリカ独

観しえたとすれば、それぞれの研究成果がいかに評価されるべ 史的という言葉の魔術』にかかって、トールスがジェイムソン「進歩的」解釈派の多くは、『革命という言葉の魔術』や『世界 史のとりまとめであるので、以上のような研究の諸結果をまと 答えねばならない。(もちろんここではアメリ独立革命の研究 「フランスのような」という比較的安易な世界史的視野でも急速に求めすぎたり、ハーツがビーァドを批判しているよう を批判したように革命によるアメリカ社会の諸変化を余りにも めるという範囲で、簡単に問題解決への糸口を提出したい。) 派が、この意味で安易なヨローバ史との比較を批判し、アメリ てアメリカ独立革命を類型化する傾向がある。「保守的」解釈 判するもの(マルキスト的アプローチがこれに属する)として解釈派であるが、 この場合も アメリカの 伝統的価値体系を批 的不平等にこそアメリカ史の問題点がひそんでいるのではなか 如の裏にひそんでいる不合理な宗教上の偏見、人種問題、経済 に相矛盾するものが存在しないということと決して同一ではな メリカにコンセンサスの基盤が存在するということは、その中 る態度は正しい。 カの特異性 以上でアメリカ独立革命研究の最近の潮流をごく大雑把に概 ではなく、 むしろアメリカの思想的同質性、 革命的伝統の相対的欠 また吏に何がアメリカ独立革命かという最終的な疑問に この面からのアプローチで出発したのが 単にア (革命の相対的欠如、思想的同質性など)を強調す しかし、 メリカ社会の革新的エネルギーを高く評価す ハーツがビーアドを批判しているように 「保守的」解釈派が主張する、ア

_ 45 _

れがアメリカ独立革命を研究する際には、アメリカの史学界のもっていることを十分に知らねばならない。そのためにわれわ するという態度は厳にいましめられねばならない。 研究成果を採用すべきであって、それをそっくりそのまま移植 動向やアメリカ独自の価値体系を認めた上でアメリカにおける 研究よりもより一層、 リカ独立革命に対する研究が、アメリカ史の他の時代に対する はならない。とくにアメリカ人の帰るべき唯一の共通基盤であ 史観によって多くの研究成果が導き出されている事実を忘れて メリカの史学界にみられるつよいプラグマティックな現実主義 知しておくべきであろう。更にまた、すでに指摘したように、ア 価値体系そのものを内から批判するものではないことを了め承 メリカ史の業績をとり入れる際に、ほとんどがアメリカがもつ るというにすぎない。従って、われわれがアメリカにおけるア ある意味ではアメリカ合衆国の全存在をささえているアメ 現実の要請によって動かされる可能性を

(1)Historical Association American Revolution," The William and Mary Quarterly, Vol XIV. No. 1 American Revolution: Revisions in need of revising," 研究が発表されている。例えば、Edmund S. Morgan, "The アメリカでもアメリカ独立革命の再検討という形で色々な (Jan. 1957); Merrill Jensen. "The Interpretation of (Dec. 1955) An Address of American 日本では今津晃

- の結語『アメリカ独立革命の背景に関する覚書』 達史の検討』を参照。 『アメリカ独立革命史序説』 (法津文化社 一九六()年) -研究発
- (2)terly, Vol. XVII, No. 1, (Jan. 1960); Edmund S. Mor-American Revolution," The William and Mary Quargan, Ibid.; Merrill Jensen, Ibid Page Smith, "David Rarnsay and the causes of the などに詳しい。
- (3)Province of New York, 1760-1776 (1909), p. Carl L. Becker, The History of Political Parties in the
- (4)ered as A Social Movement (1926) p. 9. J. Franklin Jameson, The American Revolution consid-
- (5)the Second Printing, x. American Revolution, 1774-1781 (1959) Forward to interpretation of the social-contitutional history of the Merrill Jensen, The Articles of Confederation -An
- Ibid., Preface to the Third Printing, xv.
- (8) (7) (6) Ibid., Preface to the Third Printing, xv, xix
- Daniel J. Boorstin, The Genius of American Politics (1953) p. 69.
- (10) (9)
- (11)Quarterly, Vol. XIV, No. 2 (Jan. 1957) p. 11. visions in need of revising," The William and Mary Edmund S. Morgan, "The American Revolution: Re-
- Frederick B. Tolles, "The American Revolution con

sidered as A Social Movement: A Re-evalution," The 1954) p. 12. American Historical Review, Vol. LX, No. 1 (Oct.

(22)

- Ibid., p. 11.
- (13) (12)gle for equal political rights and majority rule during Elisha P. Douglass, Rebels and Democrats – The strig the American Revolution (1955) ۲.
- (15) (14) Ibid., p. 8.
- cratic Revolution.—A political history of Europe and R. R. Palmer, The Challenge-The Age of the Demo-America, 1760-1800 (1959) p. 4.
- Ibid., p. 188.
- Ibid., p. 189.
- (18) (17) (16) 守的」解釈派に属しているが、一九六二年の雑誌論文では という単行本がある。この本では、モリスは明らかに「保 げた雑誌論文の他に The American Revolution (1955) アメリカ独立革命を取扱ったモリスの著書には、 「修正派」の立場に立っていることに注目したい。
- (19)can Revolution," The William and Mary Quarterly, Richard B. Morris, "Class Struggle and the Ameri-Vol. XIX, No. 1 (Jan. 1962) p. 7.
- (20)西洋史学第五○号〈一九六一年〉参照。 今津晃著 アメリカ独立革命史序説し - 書計
- (21)Louis Hartz, The Liberal Tradition in America - An

- Revolution (1955) p. 68. interpretation of American political thought since the
- Morais, The Struggle for American Freedom (1955) The American Revolution, 1763-1783 (1960); H. M. は、次の人々を挙げることができる。Herbert Aptheker, マルキストの立場からするアメリカ独立革命の研究として

所謂、連合の時代についての研究は、重要なものであるにもが少ないようである。ましてその研究史を扱ったものとなるとが少ないようである。ましてその研究史を扱ったものとなると非常に数少ないのであるが、ここではその中からまずR・B・キリスの研究史 "The Confederation Period and the American Historian", William and Mary Quarterly vol. XIII, No. 2, 1956, (April) pp. 139-156 を紹介しつつ、その線に沿って他の諸研究も若干検討してみたいと思う。

で、対外信用の欠如を提示した。そして強力な中央政府の必要や、対外信用の欠如を提示した。そして強力な中央政府の必要性にはバンクロフト、フィスク、マクマスター、多少立場を異体にするが大別すればナショナリストの立場と云えよう。このルトンらのフェデラリスト系列からのアプローチを試みるものであり、云い換えればナショナリストの立場と云えよう。このルトンらのフェデラリスト系列からのアプローチを試みるものであり、云い換えればナショナリストの立場と云えよう。このにはバンクロフト、フィスク、マクマスター、多少立場を異体にするが大別すればこのが含まれる。このグループは連合を弱体で(後述)、チャニングが含まれる。このグループは連合を弱体で(後述)、チャニングが含まれる。このグループは連合を弱体で(後述)、チャニングが含まれる。このグループは連合を弱体で(後述)、チャニングが含まれる。このグループは連合を弱体で、連合の時代の解釈の争点は、その当時地として経済的な混乱と第2、シェイズの叛乱などの社会を表していたとしてこの時代を無政府の状態に描き、危機の状況の話を表していたとしてこの時代を無力が合うというによりないのでは、その当時地として経済的な混乱と応見している。

た向きを免れない、とモリスは云っている。 要性は説いており、危機の否定は多分に国外向けの宣伝であっる。ジェファソン、フランクリンらは通常以上のような危機意 は持たなかったとされるが、ジェファソンは連合の統一の必識は持たなかったとされるが、ジェファソンは連合の統一の必能 をした危機を敷うものとしての憲法制定を高く評価するので あした危機を敷き、この事態を収拾する解決策云わば新しい国家の直面性を説き、この事態を収拾する解決策云わば新しい国家の直面

田・トレスコットであった。しかしこの語を有名にしたのはW・日・トレスコットであった。しかしこの語を有名にしたのはジョン・フィスクで、彼は一八八八年に刊行した彼の著書のタイトルに。危機の時代』とするのは、第一に中央政府なるものががこの時代を『危機』とするのは、第一に中央政府なるものががこの時代を『危機』とするのは、第一に中央政府なるものががこの時代を『危機の再建の問題の処理に無能であった。フィスクにとによってであった。故にフィスクにとっての『危機』は連連合政府が戦後の再建の問題の処理に無能であった。フィスクにとことによってであった。故にフィスクにとっての『危機』は連連合政府が戦後の再建の問題の処理に無能であった。フィスクはいると記判されているが、彼の大きな影響力は否定することは出来ない。その他チャニングは新政府の無力なることを強調し、内外共に尊敬を得ることに新政府が失敗したことを指摘して、内外共に尊敬を得ることに新政府が失敗したことを指摘して、内外共に尊敬を得ることに新政府が失敗したのはW・理合の時代を『危機の時代』として最初に表現したのはW・連合の時代を『危機の時代』として最初に表現したのはW・連合の時代を『危機の時代』として記述といる。

リカの民主主義の発展に貢献があったとする。この中にはドーもので、その主眼を民主主義擁護におき、連合の時代こそアメフォードら反フェデラリストの立場からのアプローチを試みる一の危機の時代』説を否定するグループは、クリントンーベド

(3) (3) (6) (7) スミス、らが含まれるが、中でも重要なのが若かりし頃ソン、スミス、らが含まれるが、中でも重要なのが若かりし頃リン、スミス、らが含まれるが、中でも重要なのが若かりし頃のチャールス・A・ビーァド(後述)とメリル・ジェンセン(後のチャールス・A・ビーァド(後述)とメリル・ジェンセン(後のチャールス・A・ビーァド(後述)とメリル・ジェンセン(後のチャールス・A・ビーァド(後述)とメリル・ジェンセン(後のチャールス・A・ビーァド(後述)とメリル・ジェンセン(後のチャールスはとくにビーァドージェンセンのアプローチを、連合のモリスはとくにビーァドージェンセンのアプローチを、連合の手では、流流を表している。

″危機の時代 ″であったことを認める、とする。又、その後の上、もしくは外交面では連合は無力であることを示しており、 して一七八六年に至る貿易の上昇をあげている。 しかし 憲 政機の時代』 であったと云うことは出来ないとし、 その証拠と 的に遺棄された状況にあったと云うような意味 での 所 謂〃危 る彼の見解は連合の時代は経済的に貧窮化していたり、政治 ation and the Constitution, 1783-1789 時代《説をとる歴史家に入れられている。 Nation: A History (ed., A. B. Hart, X, 1905) 財政難と当時の社会不穏に現われている如く困難な時代であっ の『危機』説は一層強調されており、連合の時代は連合政府の A Constitutional History of the United States (1935) やせ彼 たとした。彼がその原因を独立革命の多様な性格に求めている The Confederation Period and the Federal Convention A・C・マクラフリンはモリスによれば。大別して " / 危機の The American The Confeder-におけ

解釈が初期と後期では異なっているのは興味深い。の著作に特徴的にみられるように、連合の時代に対してもその一方、『危機説』否定の旗頭とされたC・A・ビーァドは彼

An Economic Interpretation of the Constitution of the United States (1913) 及び The Rise of American Civilization (1928) においてビーアドは″危機″説を全く否定する。そので1928) においてビーアドは″危機″説を全く否定する。そので1928) においてビーアドは″危機″説を全く否定する。そのを回復 して来た、 連合規約の改正をのぞむ声は決して連合の時代の欠陥を示すものではなく、経済的判害をこの時代と共に時代の欠陥を示すものではなく、経済的利害をこの時代と共に時代の欠陥を示すものではなく、経済的利害をこの時代と共に時代の欠陥を示すものではなく、経済的利害をこの時代と共にであり、彼らは統一政府のもたらす抑制と均衡は民主主義の民であり、彼らは統一政府のもたらす抑制と均衡は民主主義の民であり、彼らは統一政府のもたらす抑制と均衡は民主主義の民であり、彼らは統一政府のもたらす抑制と均衡は民主主義の民であり、彼らは統一政府のもたらす抑制と均衡は民主主義の民であり、彼らは統一政府のもたらす抑制と均衡は民主主義の民であり、彼らは統一政府のもたらす抑制と均衡は民主主義の民であり、彼らは統一政府のもたらす抑制と均衡は民主主義の民であり、彼らは、連合などのように対している。

て、そこからおこる無政府状態の危険性、あるいは対外関係と、そこからおこる無政府状態の危険性、あるいは対外関係における信用の欠如を述べている。故に連合規約の改正を要求における信用の欠如を述べている。故に連合規約の改正を要求において連邦が危機に立っていることを認識し、シェイズの叛乱のような事態の起こるのを恐れた人々であったとして高い評乱のような事態の起こるのを恐れた人々であったとして高い評価を与え、中央政府を重視するに至ったのである。ついでにつけ加えるならば、ジェンセンは連合の時代の解釈には一般にプラグマティックな現実主義史観が伴なう傾向があると指摘するが、ビーァドのこのような変化はジェンセンの指摘を一人の歴が、ビーァドのこのような変化はジェンセンの指摘を一人の歴が、ビーァドのこのような変化はジェンセンをモリスは大り加してが危機が、説を全く否定する以上にむしろ今迄あげセンの二著は、危機が説を全く否定する以上にむしろ今迄あげていた。 邦の運命に無関心であったとし、連合会議には治安の能力が無 に瀕していたとする。そして邦は自邦の問題にのみ執着して連 問題、公債の償却を理由にここでは経済的にもこの時代は危機 機』を述べ、前掲書では経済的繁栄の証拠としてあげた紙幣 the United States (1944) においては連合の時代における。 危

Articles of Confederation でジェンセンは 「連合規約を個々の て来たような〃危機』か否かとする評価を越えた問題意識でこ 時代を取上げていることに注目しなくてはならない。 The連合の時代は憲法制定をいかに評価するかの時点

認した。ジェンセンは独立革命における民主化運動を高く評価た保守派の勝利であるとして憲法を反革命と認識する立場を是避となってはじめて独立革命に参加し、内部革命を阻もうとし避となってはじめて独立革命に参加し、内部革命を阻もうとし 憲法的表現」と云って連合の時代こそ独立革命の結実、成果に(a) (a) とし、「連合規約は独立宣言の原理の理解し得るものである」とし、「連合規約は独立宣言の原理の邦相互間の争い、との関連においてとらえることによってのみ 力のバランスの問題、課税権の問題、西部支配の問題、外交問機の時代《説をとる人々がその根拠とする連合会議における勢好都合であった時はない、この時代の大きな問題であり、《危し、連合の時代ほどアメリカにとって民主主義的自治の発達に 進派の勝利の時代であるとし、これに対して憲法制定は独立革行した。革命における急進派の伝統にほぼ沿ったもの、 即ち急 他ならないと述べている。ジェンセンによれば連合の時代は、 グループの利害関係、社会的分裂、革命勃発の時に存在した各 いかなる権力による拘束にも対抗してアメリカ独立革命を遂 からでなく、独立革命をいかに評価するかとの問題意識でアプ ものではなく、 こともあった、しかしそれはあくまで那の主権を侵害する はこれを防ぐ権利を与えられ、その意味において邦を規制する 会議はむしろ民主主義にとって弊害となるような事態に限って 与えられ、いずれも解決をみたとしたのであった。そして連合 題などすべて独立革命の線に沿って連合会議に最低限の権限が 各邦は完全に平等であった、としている。連合 即も「連合規約は内部革命= 個々の、

立と云うことは植民地時代からの歴史の産物であり、(中央政中においてのみ可能であるという認識の存在、である。邦の独人をチェツクすることが出来るような全く小さな政治的結合の心理的及び法的独立、一つは民主主義は選挙民が直接政府の役規約は(この当時の)二つの現実の結果であった、一つは各邦の規約は(この当時の)二つの現実の結果であった、一つは各邦の く物語っている。それゆえジェンセンにとっては連合政府が挫た民主化運動の結実としてとらえていることをあますところな革命における内部革命の過程で、もしくはその結果もたらされ であるとするジェンセンの結語は、連合の時代をアメリカ独立府への不信を伴なう)民主主義の認識は政治理論と経験の産物 敗したからなのであった。 ーダーたるべき急進派が独立革命が築き上げたものの維持に失折したのはそれ自体に欠陥があったのではなく、この時代のリ

States During the Confederation, 1781~1789 (1950) 10年後の The New Nation: A History of the United

を危機でないと認識する立場に由来すると考えられた。かれは『危機の時代』とする認識は、憲法制定における保守派の登場』 に求められることを指摘している。ジェンセンにはこの時代を く、新しい国家は確かに存在した、しかしその国家の性格につし、問題は憲法制定以前に果して国家が存在したか否かではない。 し、問題は憲法制定以前に果して国家が存在したか否かではな(3)。 この点で従来』危機

派の根拠となっていた公債の問題、経済 いてそれをもたらした愛国派の二派の意見が一致しなかった点 的不況の問題を一つ一つ反駁する。 例えば港湾の使用に関して

 に経済力を得て中央政府の強化を要求する新しい人々からなるで、これとて異常なまでの当時の経済的成長を物語るものに他が、これとて異常なまでの当時の経済的成長を物語るものに他が、これとて異常なまでの当時の経済的成長を物語るものに他が、これとて異常なまでの当時の経済的成長を物語るものに他が、これとした。ジェンセンの指摘する連合の時代の最大の間ならないとした。ジェンセンの指摘する連合の時代の最大の間に経済力を得て中央政府の強化を要求する新しい人々からなるに経済力を得て中央政府の強化を要求する新しい人々からなるに経済力を得て中央政府の強化を要求する新しい人々からなるに経済力を得て中央政府の強化を要求する新しい人々からなるとは発力を得て中央政府の強化を要求する新しい人々からなるに経済力を得て中央政府の強化を要求する新しい人々からなる。 ことなどを説き、とくに″危機″説をとるか否かの分かれ目と解決をみたこと、一七八四年の不況は一七八六年には終結した して扱われるべきである、即ち中央政府か邦か、いずれがそのなど経済的な簡に問題が存在するのではなく、政治的な問題と なる公債の償却に関しては、これは価値の低落や利子の未払い は通商上の弊害は無かったこと、西部上地問題、関税の問題は 期にせよ可能であった時代であるとする。 そしてこの時点で 費して連合の時代こそアメリカ史の中で多数による自治が一時 義の発展へつながるものであると云う。ジェンセンの主張は一 の抗争であった、そして後者のラインこそ独立革命から民主主 権の独立と強化であると考える真のフェデラリスト(=急進派)ナショナリスト(=保守派)と、革命から得た最大のものは州 さえ解決されたならばその存続は可能であったと云っているのは、連合政府が各邦に国家賦課金の受諾を承知させ、財政問題

モリスはジェンセンを批判して、 まず連合の時代には急進派

景気がおこった、としてこの観点にも疑問を投げかけている。 コセッツのように州債の早すぎる返済を行なったところでは不 る急進派と保守派の理解も独立革命の過程にあてはめてみて間ているようであると云う。更にジェンセンの連合の時代におけ 題のあることを指摘している。又、公債の問題にしてもマサチ と保守派の間にジェンセンの指摘するような鋭い対立は消失し 最後にジェンセンのラインにつながる二つの論文を簡単に紹

介しておこう。

良さを示すものである、 合会議が責任を負うべき公債問題を邦が負ったのは連合時代の 要求する声をもたらしたものであったとしている。しかし、連 る引き受けは人々に不安感を与え、これがかえって中央政府を が、邦に委せることによって解決された、しかし各々の邦によ しては公債問題の解決は連合会議によってでは困難で あ 解く手がかりとなるものである、と云っている。そして結論と ものであったかを示すものであり、ゆえにこれを連合の時代を いかなることをなしたか、又邦と連合政府の関係がどのような時代の公債の問題を分析することは当時にあっては連合政府が 大の根拠は公債の償却が困難であったとする点にある、連合のはり危機説を否定し、連合の時代を『危機の時代』とみなす最 During the Confederation" Mississippi Valley Historical Review, vol. 38, No. 3 Dec. 1951 pp. 403-424 ファーガスンは"State Assumption of the Federal Debt として高い評価を与えているので あ においてや った

> ある。 シェイズの叛乱などがおこっていったと述べて結んでいるので な事態の変化、例えば経済的菩況、各邦の財政状態の不均衡、 連合の時代にはフェデラリストに成功のチャンスを与えるよう することが出来なくなっていた、と云う。こうした皆勢の中で り若く、地域的境界を超越する立場をとらなくては政界に進出 本国との戦争の局面を担当し、年令的にも反フェデラリストよ った、これに対してフェデラリストは革命においてはイギリス 争の局面を担当して以来、地方的な利害と結びつくより他なか 解としてはむしろ交替の時期であったとする。独立革命を導い 1. 派と反フェデラリスト=急進派の抗争というよりは、彼らの見派と反フェデラリスト=急進派の抗争というよりは、彼らの見 合の時代はジェンセンの指摘するようなフェデラリスト=保守 Quarterly, June, 1981、はむしろ史学史の範疇に属するが、 Fathers: Young men of the Revolution" Political Science ェンセンをまずその功績と批判の両面にわたってとりあげ、連 S・エルキンズとE・マクキトリックの"The Founding

Federalist: Critics of the Constitution, 1781–1788 (1961, Oct.) 及びソケーガスンの The Power of the Purse: などが出てている。 A History of American Public Finance, 1776-1790 (1961) 尚、この他最近の研究としては、J・T・メイン、 Anti-

さて前述したモリスの論文における彼の取り上げ方、 即ち歴

いるのである。この連合規約の時代の研究にも、アメリカ独立の望み、利益、又は信念にもとずいて解釈してきたと指摘してた、人々は彼らの得た(連合時代に関する)知識よりも、彼らは後の時代、その時々の現実的な問題に則して解釈 されて 米知の如く大きな問題となって来た、云い換えれば連合の時代、知の如く大きな問題となって来た、云い換えれば連合の時代、 革命の研究史においても指摘されたアメリカ独自のプラグマテ ズムかの問題は例えば南北戦争、ニューディールにおいても周リカ史の中を置いて来たとし、ナショナリズムかセクショナリ ョナリズム、危機否定説→セクショナリズムの対立としてアメはこの連合の時代の受け取り方の相違はそのまま危機説→ナシ ついてジェンセンは興味深い指摘を行なっている。ジュンセン 観点からみれば一つの大きな意義を持ってはいるが、 史家を二つのグループに大別することはこの時代を『危機』か ックな現実主義史観が色濃くみられるのである。 か判定するところにその歴史家の歴史観が物語られるという この点に

この時代のみを取上げて一定機。か否かとする問題意識を越え るとして独立革命の検討を説いていることはその意味で注目し グループの相違は所謂。危機の時代 (における危機の認識加何 て研究されねばならない段階に来ている。モリスがこの二つの も含めて解釈されねばならないことを意味するが、更に進んで 独立革命が戦かわれたその論点、その解釈如何にかかってい又は危機感の軽重の評価にかかるのではなく、革命そのもの くてはならない。このことは逆に、独立革命は連合の時代を しかし連合の時代は既にみてきた範囲だけでも判るように、

> た課題がいかに遂行され、いかに挫折したか、連合の時代にはているように独立戦争終了後、新しい独立した国家に課せられ上で、連合規約の時代の諸問題は、既にジェンセンが手をつけ討がなされなくてはならなくなるであろう。この観点に立った 討がなされなくてはならなくなるであろう。この観点に立った合衆国憲法の制定をも一貫してとらえた視角から独立革命の検 る。 の立場から考察されることが今後必要のような気がするの その独立性が一際強かった各邦内部の事情も併せて検討すると であ

- 記 (1) Constitution (New York, 1882) George Bancroft, History of the Formation ,of
- 1783-1789. (Boston and New York, 1888) John Fiske, The Critical Period of American History,

53 -

- (3)the United States, From the Revolution to the Civil War. I. (New York, 1883-1913) John Back McMaster, A History of the People of
- III. (New York, 1916~26) Edward Channing, A History of the United States.
- (5)the American Historian, Quarterly, Vol. XIII No. 2 April, 1856. p. 142 Richard B. Morris, "The Confederation Period and "The William and Mary
- of the Administration of Washington and Adams. *1789-1801.* (Boston, 1857) William Henry Trescort, The Diplomatic History

- Fiske, op, cit.
- Worris, loc. cit., p.147 参照。又、ジェンセンは彼の密の New Nation p. xii においてこれを評し、 大きな影響のある書であるが、歴史としても一つの例証としても価値が
- Henry B. Dawson, "The Motley Letter." Historical
 Magazine, 2nd ser., IX (March), 1781
- ② J. Allen Smith, The Spirit of American Government: A Study of the Constitution, Its Origin, Influence, and Relation to Democracy. (Chautauqua, 1911)
- Morris, *loc. cit.*, p. 152
- Morris, ibid., p. 146 参照
- 置 E. Latham ed., The Declaration of Independence and the Constitution. (Problems in American Civilization) pp. 20-31 医母
- © Charles A. Beard, and Mary R. Beard, The Rise of American Civilization. (1928) . pp. 502-307
- 九―一八七頁(岩波書店、一九五八) 岸村金次郎、松本重治訳、アメリカ合衆国史・上巻・一七個 チャールス・A・ビーァド、メアリ・R・ビーァド著、
- ® Merrill Jensen, The New Nation: A History of the United States During the Confederation, 1781-1789

- (1950) Preface, The Confederation Period in American History を創監。
- 六(一九五八)四〇二十四十二頁参照。 奈倉道子 "チャールズ・A・ビーフドの東学理論" 史論
- Merrill Jensen, The Articles of Confederation p.v.
- ⑤ Jensen, ibid., p. v.
- Jensen, ibid., p. 239
- であったとする。 Morris, loc. cit., p. 151
- Jensen, The Articles of Conjederation, pp. 241-244
- 圏 Jensen, The New Nation, pp. xii---xiii 及び主めた参照。

-- 54 ---

- Jensen, ibid., p. 422
- § Jensen, *ibid.*, p. 423~424
- 🕄 Morris, *loc. cit.*, p. 151. p. 152.
- 第一号(一九六二年)「十二七頁。 国の父―革命をになう若い人々』アメリカーナ 第八巻四 S・エルキンズ、B・マクキトリック、吉村秀秋訳』建
- ア #一西洋史学 第48号(一九六〇年)四二一六一頁。池本華三 " アメリカ革命と南部―連合規約時代のヴァジニは、池本華三氏がすでに詳細な検討を行なっておられる。図 J・T・メインの連合の時代の研究の他の業績について図
- 🕄 Jensen, The New Nation p. viii
- 500 しかしながらエルキンズ、マクキトリックのように独立

かない。エルキンズ、マクキトリック、前掲論文、一七一かない。エルキンズ、マクキトリック、前掲論文、一七一かもしれないが、非常に問題であり、納得するわけにはいれギー」の原理で解釈する観点は思いつきとしては面白いれギー」の原理で解釈する観点は思いつきとしては面白いれぞから憲法制定までの反フェデラリストとフェデラリス

矢原 祐子

A・ビーァドの An Economic Interpretation of the Constitution of the United States の批判並びに再批判を通じてある程度まで多くの事実が明確にされて来たが、合衆国憲法を独立革命の成果としていかに評価すべきかという課題は依然と独立革命の成果としていかに評価すべきかという課題は依然と独立革命の成果としていかに評価すべきかという課題は依然と独立過程をめぐる代表的な研究、とくにR・B・ブラウン並びに下・マクドナルドによる研究成果と憲法の成立過程とその解釈に関する基本的諸問題がどのように凝集されつつあるかであ釈に関する基本的諸問題がどのように凝集されつつあるかであれて関する基本的諸問題がどのように凝集されつつあるかであれて関する基本的諸問題がどのように凝集されつつあるかであれて関する基本的諸問題がどのように凝集されつつあるかであれて関する基本的諸問題がどのように凝集されつつあるかであれて関する基本的諸問題がどのように凝集されつつあるかである。

=)

現状維持から利益を期待出来たかを実証することであった。 (1) おった。この仮説に基ずいて憲法制定によって如何なる階級グループが直接かつ明瞭に利益を期待出来、如何なるどいう仮説であった。この仮説に基ずいて憲法制定によって如何なる階級グループが直接かつ明瞭に利益を期待出来であるという仮説であった。 ひんだい うまでもなくビーァドが一九一三年に公にした「合衆国憲法いうなが政の経済的解釈」であった。 その基本的前提は経済的諸関係が政の経済的解釈について極めて重要な方向を確立したのは合衆国憲法の解釈について極めて重要な方向を確立したのは

した。階級的利害対立に基ずく経済的解釈は明らかに一九世紀(2)憲法制定を求めるフェデラリストの共通の願望であったとみな 過激な運動の阻止とを期待できる強力な政治体制の確立こそがう点にある。彼は下落した公債価格に対する補償と負債農民の景を明らかにしなければ憲法の根本的性格は決定出来ないとい びに輸送業者や製造業者の「利権」を反映するものであったこリストのそれで、その政治的立場は公債所有者、投機業者、並 的利害との関係をフェデラリストの経済的動向に求めたことはに依拠していることは種々の批判はあるが、憲法の制定と経済料はワシントンの財務省の未公刊記録を中心とする二次的史料 うな現実に対する危機意識から生じた批判精神はやがて憲法の 対する批判的態度に根ざす新しい歴史的認識であった。このよ 末葉以来の深刻な経済的危機の中に芽生えた現実の政治制度に 解釈上の意義は一七八〇年代の憲法制定運動の社会的経済的背制定の重要な社会的経済的背景であったとする。彼の提起した 制定の重要な社会的経済的背景であったとする。彼の提起し 富裕階級と負債者である農民や都市労働者との対立こそが憲法 の批准会議における場合も同様であり、結局、 と、さらに③このような政治行動と「利権」との結びつきは各邦 で、②その政治思想は強力な連邦政府の確立を求めるフェデラ が法律家であり、多額の公債を保有した東部沿岸地域の代表者 憲法の性格に対する考え方に重大な革命をもたらした。まずビ **賛成した人々の財産所有の実態に向けられた。彼の使用** ー ァ ド は フィラデルフィア憲法会議に集った代表者は①多く それゆえ憲法の成立過程の研究はこれを起草した人々や批准 (4)動産を有する

うとする結果となった。起源にさかのぼり、そこから新しい政治や経済の方向を求めよ

床をもっている。 契機に多くの憲法研究と論争がおこったことは極めて重要な意要といような時代的課題と限界をもちながらドーァドの解釈を

(=

この解釈に対しては、激しい非難や批判も起ったがこのビースの解釈に対しては、激しい非難や批判も起ったがこのビースを「危機の時期」と考えず、連合の崩壊は当然の帰結ではなど、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創せ、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創せ、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創せ、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創せ、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創し、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創し、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創し、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創し、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創し、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創して強力ない。

アの研究において批准大会の代議員の経済状態は、フェデラリめ、さらに一九四七年のロバート・トーマスによるヴァーシェの方向が強められた。その方向は一九四七年頃からメリーランの方向が強められた。その方向は一九四七年頃からメリーランしてれ以後の研究ではおしるビーァド学説に対する疑惑と批判してのジェンセン教授の著作はビーァド的解釈の一段落を意味

のでもなかったとされた。ての対立抗争は階級間で戦われたのでも「財産権」をめぐるも、での対立抗争は階級間で戦われたのでも「財産権」をめぐるも機においてほぼ同じものであったこと、したがって批准についストであれ反フェデラリストであれ、その所有財産の種類と鬼

пф

利益につらなるものであると考えた。第二の批判はフィラルデ 故、憲法制定運動は動産所有階級の利益のみならず国民全体の の財産も同じ影響をこうむったはずであったと主張した。それならばそれは彼等資産家のみならず多数の中産的農民や労働者 若し彼等の財産が連合規約のもとで不利な影響をうけたとする 所有した多くのものは不動産も所有していた事実を指摘した。所有との間には何らの相関関係もなかったこと、しかも動産を の財産を個別に検討して憲法の起草並びに批准と代議員の公債 the Constitution (1956) であった。彼はこの書の中で代議員 ウン教授による一九五六年に出版された。 Charles Beard and れていた事実はないとしている。 しか しブラウンの批判の中たちも含まれていたことからも財産資格によって参政権が奪わ 有者であり、多くは中産農民であったこと、都市の職人労働者 民の意見を反映するとした。またその場合の有権者は不動産所 : - 、 - ・ - ・ (e) うように非民主的なものではなく、 州議会で選ばれる限り州 ルフィアの憲法会議に対する代議員の選出方法はビーッドの云 には主観的推測が各所に散見がれる。 対する絶対的信頼と尊敬が彼の批判の裏付けになって さらに全面的なビーァド批判とし書か 先ず「建国の父達」 たの は R・ E 3 ブラ

る解釈はブラウンのみならず多くのアメリカ史家の歴史観の根現在のアメリカ政治の立場や現実の時代的要求を反映したかか 底をなすものであるといえる。 協と支持によって創り出されたものであると結論ずけている。 ったであろうと述べている。要するに憲法は全国民的利益の妥いたならばマサチュセッツの批准大会では憲法は批准されなか する農民の団結ではなかったとし、もし彼等が憲法に反対して 対立を否定している。したがってシェイズの反乱は憲法に反対の成立は不可能であったとして財産所有階級と農民、職人との民の大多数を含むものであったから農民の支持なくしては憲法 足認する自家撞着におち入っている。結局、不動産所有者は農るが、その結果は彼の否定しようとした「階級的経済利益」をの関係を否定し、不動産所有と憲法との相関関係を主張してい論を下している。第二に彼はビーァドのいう動産所有と憲法と論を下している。 論を下している。第二に彼はビーアドのいう動産所有と憲法とを示すものであって選挙権の剝奪の結果ではなかったという結 非民主的なものであったとするのに対し、それは国民の無関心 定し去ろうとする意図が可成り露骨に現われている。例えばビ とである。それ故憲法制定にまつわる「陰謀説」を全面的に否 アドが憲法批准大会への代表者の選出は少数の有権者による

提案を徹底的に豊富な史料に照して検討し、その矛盾を明らか したの クドナルドはビーァドの「経済的解釈」で提起された多くの し カ・ はマクドナルドの労作 . しブラウンによるピーァド学説批判を更に実証的に追求 We the People (1958) である。

セッツの場合にはその主要な地域―(1)沿岸地方とその隣接背後党派は悉く代表されているという主張である。例えばマサチュ と云わねばならない。先ずマクドナルドの第一の論点は主要な究領域を著しく拡大したことにおいても偉大な業績 で あっ た た。マクドナルドの研究は豊富な根本史料を縦横に駆使し、研(31)によって邦に不利な条件をつくり出すと考えたからであるとしによって邦に不利な条件をつくり出すと考えたからであるとし ジ ョ ー 諸タウン―はそれぞれ、ジョン・ハンコック、 批准が円滑に行われたデラウェア、ニュー・ジャー ジー、 :::::::: おから | まから | おから | まから | おから | おから | まから | ま の経済的利害の対立を邦という単位に見出そうとしている。所有者との利害の対立を否定し、特定の地域や特定のグループ釈を根本的に否定するものではなく、ただ動産所有者と不動産かしマクドナルドはブラウンとちがってビーァドの経済的解の間に階級的利害対立は存在しなかったということである。しの間に階級的利害対立は存在しなかったということである。して同じに関 本的な利害対立が存在したか否かの検討に集中されている。批准大会の代表者の選出に際して「動産」と「不動産」とのにした。彼の研究はフィラデルフィア会議の代議員並びに久 フェデラリストの所有財産は同種類かつ同規模のもので、 が 明らかにしたことは、どの邦においてもフェデラリストと反 した。彼の研究はフィラデルフィア会議の代議員並びに各邦 (2)メイン地方、(3)内陸農業地域、 繁栄が可能であり、 批准の遅れた邦では連邦政府の樹立 ジアでは強力な連邦政府の確立によって各自の邦の安 サムェル・アダムスト セオドーア・セ (4)コネティカット川流域 ジェームス・ ゥ ことの基 両者 被

が代表されていたに過ぎないと反論している。 この事は マ サシ山脈の西方の三地域は代表されず、結局、東部沿岸地方のみク・ヘンリーは出席していなかったことを指摘しブルー・リッ地域に分けているが、リチャード・ヘンリー・リーとパトリッ地域に分けているが、リチャード・ヘンリー・リーとパトリッし、党派を不当に各地域に結びつけていると批判した。ヴァジし、党派を不当に各地域に結びつけていると批判した。ヴァジ 沿岸地方に居住して商業の利益を共通にする人物であると指摘よればマサチュセッツの場合、代表者の一人を除いてすべてがよればマサチュセッツの場合、代表者の一人を除いてすべてが下の労作に批判を浴せたのはJ・T・メインである。メインに とごとく代表されていたことを示している。 この マクドナルいても七つの主要な党派をあげて主要な地域と階層の利害がこ ン、等によって代表されていると考えた。またヴァジニアにお 証されなければ結論を下すことは出来ないであろう。第二にマおいてもフィラデルフィア会議の代表者と出身地域の関係が実無視されていることになる。この問題は他の邦の場合の検討にチュセッツとヴァジニアにおいても内陸地方の農民層の利益が ク、ベンジャミン・リンカーン、 ったことを指摘した。 例えばジェームス ・ ウィルソンについなく反フェデラリストは必ずしも動産所有の規模が小さくなかナルドはフエデラリストは必ずしもより多くの動産所有者では IJ ク クドナルド は彼が負債状態にあった事実をあげている。 マッてビーァドはその財産を非常に高く評価しているのに対してマ えト との所有財産の種類と規模に関する問題である。マクド ルドが実証しようとした、フェデラリストと反フェデラ ベンジャミン・オース ティ

いても七生に全丈シニアン・ア・三十・ニアン学の有力ないでも七生に全丈シニアン、ルートレッジ等の有力ないであるまい。このようにしてマクドナルドは批准大会におるが、マクドナルドはその史料解釈をゆがめているとしている。 メイン によれば ビーブド学説を否定するためるが、マクドナルドの使用した史料はその質と量においてそれに対抗する史料的実証をあげない限りこれを無視することは容が、マクドナルドのほとんどが負債と困窮の状態に陥ち込んでいるが、マクドナルド・ランドルフ、ワシントン、ルートレッジ等の有力ないでも七生に全丈シニアン、ア・三十・ニアン・ジ等の有力ないでしませ ン、グーヴァナー・モリス、ジァレッド・インガーソール、エド・バセット、 ピアース・ブルター、 ウィリアム・ヒーストドナルドは次の如き人々―ハミルトン、マディソン、リチャー いる。この点はビーァドの公債所有並びに商業及び製造業に基類を公債に限らず土地、奴隷主でも含めて検討すべきだとして ようなマクドナルドの見解に対して誰が経済的に窮乏していた 対立が憲法批准の重要な局面だと主張している。メインはこの 済的利害関係にあったとして、個人的利害対立よりも州の利害 いても批准に賛成したグループも反対したグループも同様な経 リストか反フェデラリストかを見きわめることの方が重要なの かという事実よりも財産をより多く所有していたのはフェデラ 所有額を基準にして憲法賛成と反対の態度を決める分岐点とよ 考えようとする見解である。それにしても一体、 的利害対立をさらに広範に富裕階級と貧困階級 ずく利害関係グループと農民(不動産利害グルー だと反論している。さらにその問題はメインによれば財産の種 べきであるかという問題が残る。

第三の問題は、反フェデラリストの所有財産の規模と種類の 助である。マクドナルドは反フェデラリストの中に多額の動 産所有を見出し、 彼等変農民的負債階級と規定すること は 誤 を個別的に検討してそれが決して大きくなかったと反論している。 メインはマクドナルドは反フェデラストの財産を を個別的に検討してそれが決して大きくなかったと反論している。 しかしマクドナルドが反フェデラリストに入れて考 えた での過程において把えようとする場合極めて重要な問題である。 であるとしている。メインはマクドナルドは反フェデラストの財産を を個別的に検討してそれが決して大きくなかったと反論している。 での過程において把えようとする場合極めて重要な問題である う。例えばペンシルヴェニアのニコフス・ロック、アダムス・オース、ジェームス・マルティン等の反フェデラリストをマク オース、ジェームス・マルティン等の反フェデラリストをでク オース、ジェームス・マルティン等の反フェデラリストの中に多額の動 の見においても職業規定には多くの問題が残されてい ないる点においても職業規定には多くの問題が残されてい ないる点においても職業規定には多くの問題が残されてい ないる点においても職業規定には多くの問題が残されていい ないる点においても職業規定には多くの問題が残されている点においても職業規定には多くの問題が残るにある。

学説の評価に関する根本的対立はこの点にあると云えよう。の対立として一般化しよっとする態度であって両者のビーァドはあくまで邦や地域を越えた経済的利害を共通にするグループる政治的経済的対立を明らかにしようとしたのに対してメインストの経済状態を検討して邦という単位で憲法批准過程におけストの経済状態を検討して邦という単位で憲法批准過程におけてファデルドの研究は各邦のフェデラリストと反フェデラリックドナルドの研究は各邦のフェデラリストと反フェデラリ

(

各州におけるフェデラリストと反フェデラリストの実態とそ

要な修正を加える必要があるということではなかろうか。 でとに移ろう。マクドナルドはペンシルヴェニアの憲法批准に してメインは真の数字は一五パーセントであったとピーァドの基 依然として反フェデラリスト的傾向が強かったとピーァドの基 体然として反フェデラリスト的傾向が強かったとピーァドの基 体然として反フェデラリスト的傾向が強かったとピーァドの基 を放として反フェデラリスト的傾向が強かったとして農民は してメインは真の数字は一五パーセントであったとして農民は であったとして農民は の政治的動向に関するマクドラルドとメインの主張を検討する の政治的動向に関するマクドラルドとメインの主張を検討する

でサチュセッツの批准大会の代表者に関する分析においてもマクドナルドは「gentleman capitalists」とよば れる人々をスフェデラリストに入れている。マクドナルドによれば彼等は大上地所有者であり、金融業者であり、種々の投機業者であった。 これはマクドナルド がビーァド を批判する重要な根拠となる論点であって反フェデラリスト=農民職人=負債者の公式なる論点であったとしても反フェデラリストを全体としてえぞれが事実であったとしても反フェデラリストを全体としてスギカリストと比較せず個々の場合をあげて反フェデラリストを全体としてスギカの政治思想が連合主義であると非難している。反フェデラリストの政治思想が連合主義であるとしてもその経済的地位はどちら側からも明らかにされていない。メインは矢張りより富裕な階層をフェデラリストと考え gentleーman capitalists の多くはフェデラリストに属する分析においてもその経済的地位はどちら側からも明らかにされていない。メインは矢張りより富裕な階層をフェデラリストと考え gentleーがある。この 反フェデラリストの多数を占めると考えられてている。この 反フェデラリストに属する分析においてもでは矢張りよりはとない。

いる農民の問題についてもマクドナルドは否定的報告をしている。例えばマクドナルドはマサチュセッツのフェデラリストとる。例えばマクドナルドはマサチュセッツのフェデラリストというマクドナルドの教学を認めていないが、何故にアュデラリストの中に相当の数の農民が含まれているかとなったとマクドナルドの教学を認めていないが、何故にフェデラリストの中に相当の数の農民が含まれているかというマンは何らの反論も行なっていない。またサウストの五三パーセントが農民であったというマクドナルドの指摘に対してメインは開発に反フェデラリストの中に相当の数の農民が含まれているかというアニデラリストの中に相当の数の農民が含まれているかというアニデラリストの中に相当の数の農民が含まれているかというアニデラリストの中に相当の数の農民が含まれているかというアニデラリストの中に相当の数の農民が含まれているかといる。と見なした理由は各邦の経済的諸条件との関連において具体的に検討する余地が多分に残されている。

おける大公債所有者の多くはフェデラリストであったとしてマルビフェデラリストであった事実、またサウス・カロライナに沿岸都市に集中しており、特にその大所有者である商人はほとて支持している。すなわち公債のほとんどはポストンと少数ので支持している。すなわち公債のほとんどはポストンと少数の水に公債所有の中のフェデラリストと反フェデラリストの区へに公債所有の中のフェデラリストと反フェデラリストの区

一般的に理由ずけるのであろうか。

「説の批准に賛成しなければならないという必然性をどのように 大反論している。しかし奴隷財産を明かにしていない。 で反論している。しかし奴隷財産を明かにしていない。 で反論している。しかし奴隷財産を明かにしていない。 で反論している。しかし奴隷財産を明かにしていない。 で反論している。しかし奴隷財産を所有していたとする見解を領 がは同じような種類と額の財産を所有していたとする見解を領 で反論している。しかし奴隷財産を所有していたとする見解を領 で反論している。しかし奴隷財産を所有していたとする見解を領 で反論している。しかし奴隷財産を所有していたとする見解を領 で反論している。しかし奴隷財産をで含めた大財産所有者が重 で反論している。しかし奴隷財産をで含めた大財産所有者が重 で反論している。しかし奴隷財産を所有していたとする見解を領 で反論している。しかし奴隷財産をで含めた大財産所有者が重 で反論している。しかし奴隷財産をで含めた大財産所有者が重 で反論している。しかし奴隷財産をで含めた大財産所有者が重 での批准に賛成しなければならないという必然性をどのように 一般的に理由ずけるのであろうか。

にマクドナルドが見出した負債者とは質的に異なるものだと主地位を低く評価し、反フェデラリストの全権者から金を借入しもので、ある債権者に支払うために他の債権者から金を借入しもので、ある債権者に支払うために他の債権者から金を借入しもので、ある債権者に支払うために他の債権者から金を借入しもので、ある債権者に支払うために他の債権者から金を借入したければならないような人々をいうのであって、マクドナルドなければならないような人々をいうのであって、マクドナルドなければならないような人々をいうのであって、マクドナルドなければならないような人々をいうのであって、マクドナルドなければならないよりを選ぶるものだと主にマクドナルドが見出した負債者とは質的に異なるものだと主にマクドナルドが見出した負債者とは質的に異なるものだと主にマクドナルドが見出した負債者とは質的に異なるものだと主にマクドナルドが見出した負債者とは質的に異なるものだと主にマクドナルドが見ばている。

を含んでいるようである。 するメインの批判は反フェデラリストの性格検討上重要な要素し、その実態を史料によって検討する心要がある。この点に関 すべて実質上の負債者とみなすことは明らかに間違っ てい る 借金をしているとさらに反駁を加えている。形式上の債務者を の方が農園や他の財産の処分を避けるために自己の自由意志で した。これに対してマクドナルドは多くの場合小財産所有農民 多かったと述べている。しかしメインはフェデラリストの負債 フェデラリストの中にはその支払能力をもたなかった負債者が限が来たとき支払いが出来るかどうかにかかっているとして、 ることを避けるために行なったもので支払能力はあったと反論 者は自分の自由意志による借入であり、 張している。マクドナルドは負債者の困窮の度合い 自己の不動産を処分す は支払い間

スカロライナ、 に対してメインはコネティカット、ロー・ドアイランド、ノー ていた等の事実からビーァド説を全面的に否認している。とれ イナでは紙幣党のメンバーは一般にフェデラリスト党と ェデラリストの双方に均等に分れていたこと、サウス・カロラャーでは紙幣に対する贅成者と反対者はフェデラリストと反フるが彼等は公債所有者であったということ、ニュー・ハンプシ ニアでは『紙幣党』は反フェデラリストと全面的に一致していドナルドとメインの論争である。マクドナルドはペンシルヴェーとれと関連して重要な問題は paper money をめぐる マク ランド、ヴァジニアでは paper money 支持と批准反対の関 ニュー・ハンプシャー、ニュー・ヨーク、メリ 致し

> ならないが矢張り各邦内部の経済的諸条件は関する個別研 気の回復する八六年以降の経済的背景を中心に考慮しなけ 研究には一七八五年前後の史料に依存している場合が多く 一段と重要な意味をもってくるのである。 めて妥当性を欠くものと批判している。確かにマクドナル が一七八五年という異常に不況の時期を検 係が存在しているが、サウス・カロライ ナ の例はマクド 討している結果で極 発力は \mathbb{F} U)

分類方法の方がはるかに重要ではなかったであろうか。しかし年から八八年における各層の相対的収入とその所有財産による 農民の反フェデラリストに対する支持率が大きく異なり何故に 点が明確に析出されて来たのである。即ち、 ながらマクドナルドの研究に対するメインの批判の中に次の諸 薬的分類と職業的利害関係に史料処理の方向を設定している点 点がある。例えば彼は財産所右による階級的利害対立よりも職 料処理は必ずしも全面的に妥当性をもつとは云えない多くの欠 はビーブド学説の批判として最もすぐれたものであった。 議員の職業、動産と不動産の規模、等の実態を明らかにした事 説の諸矛盾を実証的にえぐり出した。特に各邦の批准大会の る裏付けと批准大会の代表者の財産分折とによってビーアド学 紙幣要求者がフェデラリストと一致する場合が生じ、 しメインが種々の観点から批判したように、 マクドナル 下はビーフ下的方法によりなから豊富な史 「マクドナルドの」ものであった。し 何故に邦によって 料によ 娃 1).

のようである。そのことは反フェデラリストの敗退の原因の究批判にもかかわらず、ビアード学説の基本的正当性を示すもの守派を中心とするものであったということは、マクドナルドのとなるであろう。いずれにせよ、憲法側定運動の指導勢力が保 よってこそ、真のビーァド学説の批判が普遍妥当性をもつもの 長段階において)検討さるべきであり、そのような研究成果に内部の政治的経済的諸関係において(ブルジョア的諸勢力の成いう問題である。このようなビーァド学説の諸矛盾こそ、各邦 なない くもメインが〃憲法とその批判の完全な物語は未だに書かれて の市民革命的限界の検討)につながっているのである。 明、同時にフェデラリストの積極的役割の評価という問題(そ 債所有者が反フェデラリストの中に少なからず存在するのかと √と述べているが、現在においてこそまさにより正確な 定の物語 が書か れ うる出発点に到達したというべきで いみじ

- (1)Charles A. Beard, An Economic Interpretation of the Constitution of the United States. (1913) p.19
- *Ibid.*, p. 32, p. 34, p. 149
- (3) (2)る研究論文や一九五○年のウイリアム・プー一九四七年のフイリップ・クロールのメリー 一九四七年のフイリップ・ク カロライナに関する研究。 - ルのノー - ス 関
- Robert E. Brown, Charles Beard and the Constitution

(4)

(1956) pp. $73 \sim 91$

Ibid., pp. 194-200

(10) (9) (8) (7) (6) (5) *Ibid.*, pp. 194—200

Ibid., pp. 158—159

Ibid, pp. 198–199

Ibid., p. 90, p. 155, p. 172, p. 174

- 165--347. Origins of the Constitution (1958) Chapter VI, pp Forrest McDonald, We the People; The Economic
- (11)Ibid., pp. 350---357.
- (1)ている。 デラウェア、ニュー 利害を比較出来ないとしている。しかもこの三つの邦 は農業的利益が批准大会において支配的であ は批准大会での決定は満場一致であった。相争う党派 ・ ジャ ! ! ! ジョージアの三郎 7: と述べ -6 U) -6 -- 63
- (2)産は同種のもので同規模のものであったとしている准に反対した代表者も賛成した代表者も所有してい る賛成派も反対派もその代表者の多数が農民であり、 ヴァージニアとノース・カロライナでは批准大会に た 財 40 批
- (3)批准大会では極めて小数の代表者しか動産利権をもって ニュー・ハンプシャーの諸州では、コネティカット、メリーランド、 に賛成したが農民の多くも賛成し いなかったし、また動産的利権をもつ多く の諸州では農業的 サウス・カロライナ、 利益が支配的で 0

(4.)多数を占めた。 サチュセッツ、ペンシルヴェニア、ニュー ・アイランドでは動産利権の所有者は批准大会で 3 2 at u

0 K 邀法に反対した。 $\overline{}$ 主の八〇パーセント、 で憲法に賛成、農業利 六四パーセントは批准に反対した。 Ø サチュセッツでは非農業的利権を有 六四パ セ ント、 ーセントは憲法に賛成したが小売商人の八三ーセント、職人や職工の七七パーセント、農 製造業者の八五パーセント、 商人 や水上輸送商業に従事してい 権関係者はその五五 の七七パーセント する 維多 パスト々 なは Ø -12 資本家 ント = た荷 对 755

・ ペ バ ン 八 分四の - 6 15 八パーセントが農民で反対した代表者の僅か二六・一ンシルヴェニアでは批准に賛成した代表者の僅か三四 かの形体の動産をもっていた。 • --: セントが農民であった。批准大会において農民の 七パーセントと反対派の九一・ニパーセントは何は批准に賛成した。批准大会の賛成派の代表者の「とれたのという」という。

ら paper money を借りていた。以上のような各邦の批二パーセントと反対した代表者のポニパーセントが邦かロード・アイランドでは批准に賛成投票した代表者のポらかの形体の動産をもっていた。 准をめぐる財産問題を検討してビーッドの仮説はマサチ セッツとコネティカット以外には全く妥当しないとし

周数の公債所有者がまた賛成者の中にもいた。 た憲法反対者の中に若干の public security がいたが、 結局ビー

(17)

Beard, op. cit., pp.147---148.

恋 ってくると述べているがこの批判は確かにビーアドの弱点し、憲法に対する彼等の態度は諸邦の内部条件によって異 型 0) 衝いたものである。 л] 00 般論を公式化しようとの試みであった。種々の利益 本質的誤謬はすべての邦にあてはまるような唯一 プは若干の邦では異った条件のもとで働い · (_ い る

(12)Ibid., pp. 116-131

対 マクドナルドは弱い邦は憲法を支持し、強い邦は憲法に反 るという例外をあげている。
イカットやメリーランドは強い常でありながら賛成してい も知れないがメインによれぼロード・アイランド、 ンプシャーは弱い邦でありながら憲法に反対し、 したと理論づけている、これには若干の妥当性 はある = 1. コネチ 11)

Ibid., pp. 182-202

(14) (13) tution: A Critical Review of Forrest McDonald's Jackson T. Main: "Charles A. Beard and the Consti-'We the People'" The William and Mary Quarterly (January 1960) Vol. XVII, pp. 85-102

(16) (15) Main, ibid., p. 88

McDonald, op. cit., pp. 88-90, pp. 121-123, pp. 172--182, pp. 199-

pp. 301-310, pp. 341-343. pp. 217—23±, pp. 246—251,

をもっていた。 ーアドは二万五千ポンドの現金と七五万二 1 力 ì 0) 土地

McDonald, *ibid.*, pp. 57—59, pp. 86—89

(19)McDonald, ibid., pp. 15-16, pp. 48pp. 51—52, p. 59, pp. 86—89 pp. 74—75 72—73, pp. 116—117, pp. 81—82, -49,

(20)Main, loc. cit., pp. 98-99

例えば 表者の所有していた奴隷数を次のように表示している。 メインはサウス・カロライナの批准大会における代

一 五 二 一 一 二 〇 人 ~ 四 八 ~ 九 八 ~ 四 八 ~ 九 九 九 九 九	20 数	
_	- 明	7:
三三二二元五元	(版法 支 大 一 八 も 1 1 1	デラリス
	· 二二八	デラリ

フェデラ たとしてフェデラリストは奴隷所有数からみても反フェデ の僅か二〇・五パーセントが五〇人以上の奴隷をもってい ラリストよりも多かったと指摘している。 の四三・六パー セント と反フェデラリ ス

(21)ibid., p. 92

コネティカッ ŀ ~ ij. Jeremiah Wadsworth やめぐ

> McDonald は彼は負債状態にあったとしているの に 対 Coleman についてなされている。 ンシルヴェニアでは同様な相反する評価が Robert Main はコネティカット最大の金持だとしている。 ~°

ibid., pp. 92-93.

(24) (23) (22) McDonald, op. cit. p. 354, Main, Ibid., p. 94

McDonald, ibid., pp. 194-195, pp. 198-199

(25)Main, loc. cit., p. 96

Ibid., p. 96. いの Gentleman capitalists の主見

Francis Dona, Benjamin Greenleaf, Nathaniel Barrell. Richard Crauch が含まれると述べている。 Benjamin Lincoln, William Pynchon, William Weath

McDonald, op. cit., p. 202, Main, ibid., p. 97

-- 65 ---

McDonald, ibid., p. 357

(30) (29) (28) (27) Ibid., p. 354

Main, loc. cit., p. 97

Ibid., pp. 100-101

pp. 105-106 McDonald, "Forrest McDonald's Rebuttal" The William and Mary Quarterly, (January, 1960) Vol. XVII,

(33)Ibid., p. 106 McDonald, We the People, p. 253 例えぼマクドナルドはサウス・カロライナでは批准賛成者 は paper money や負債者立法を制定した富裕なプランタ 貴族であったしまた負債者救済法に反対したのも批准に

Viro公式論には多くの矛盾があることは事実である。アドの公式論には多くの矛盾があることは事実であるビーフェデラリストは paper money 支持者であるとするビー反対した富裕なプランター貴族であったと述べている。反

Main, loc. cit., p. 101.

(34)

ものであると主張している。 メインは憲法の制定は paper money の発行を阻止する

川

、戦後のわが国におけるアメリカ独立革命史研究

C) 出 発 点

戦前・戦中にすでにアメリカ史の研究に従事してきた諸先達に請に応えるべく、資料の極めて限られた悪条件の下で、まず、れわれ自身の実践課題としてうけとめた民主化の推進という要は、敗戦の結果占領軍からの指令としてではあったが同時にわ 革命の構造展望」を、それぞれ与えた。いいかえれば、を、また高橋氏は『近代的進化の二つの『体系』」と、 生産者層」およびいわゆる「前期的資本」なる歴史的範疇と、 る革新産史字の成果を適切に紹介した。また大塚氏は「中産的成した」ことを、明確に指摘し、一九二〇年代におけるいわゆ抗争、その結果「独立と或程度の社会革命との二重の目的を達 派」および「急進派」の対立、両派の並立によるト 変革を意味していた」とと、「愛国派」内部における 一保 守運動なりしのみならず、又同時に植民地内部の社会組織の一大前者は「アメリカ革命は単に北米植民地の本国に対する独立の よるヨーロッパ資本主義成立に関する理論体系の確立である。 治史序説』(昭六)であり、他は大塚久雄・髙橋幸八郎両氏にの研究業績が与えられていた。一つは、高木八尺氏の『米国政よって、はじめられた。その際、共通の出発点となるべき二つ |前期的資本」と本来の「産業」資本との対立というシェーマ 第二次大戦後のわが国におけるアメリカ独立革命 | 敗戦の結果占領軍からの指令としてではあったが同時にわれ||次大戦後のわが国におけるアメリカ独立革命 史 の 研 究 戦後の出発点におい それぞれ与えた。 7 独立革命に個有な課題お いいかえれば、独立革 ・エリーとの

理論とを同時に与えられていたのである。
まび闘争形態という特殊具体的な解釈と、世界史的な近代化の

てのみ、アメリカ独立革命の意義が理解される」として、より広尺革命としての観方を加え、且つこれらを綜合することによって、高木氏によって与えられた出発点の再確認から始り、従来は、高木氏によって与えられた出発点の再確認から始り、従来は、高木氏によって与えられた出発点の再確認から始り、従来の「本国からの独立乃至分離」の観点に、「社会革命乃至は市生じたアメリカ独立革命の意義が理解される」として、より広によって上げたの原書の輸入社絶によって一方、戦争直前から戦中にかけての原書の輸入社絶によって一方、戦争直前から戦中にかけての原書の輸入社絶によって

具体的研究方向を示唆した点で、積極的意義があったといえよ東学の民主化史観よりも一層広い視野からの展望の必要とそのた」わが国の西洋史概説の蒙を啓くという意味で、また革新作いはAアメリカ植民地の独立>という観点から敍述 されて ごいはAアメリカ植民地の独立>という観点から敍述 されて ご

次に、同じく戦争による空白を埋めることを出発点におけるではなかろうか」

「ではなかろうか」

「ではなかろうか」

「ではなかろうか」

「ではなかろうか」

-- 68 ---

部と中下層部との植民地を蔽ち共同の抵抗線」の結成と、『共において具体的に検証した。氏は印紙条例一揆のなかに『上層

と思われる。しかしてれまで「たんに<アメリカの独立>ある似」点を見出すことをその方法とする点で、問題を残している <革命>といわなければならない。」と論じている。そして、同時に絶対主義下に残存せる封建的要素に最後の一撃を与えた代世界史における自由主義運動進展の一翼をなすものであり、 法の制定過程および社会的変革の分析にあることを示唆した。「独立革命の革命たる所以を知る」具体的な研究方向は、各邦憲 こには多くの共通類似のものを見出し、したがって市民革命的 出来事とも観うるであろう。フランス革命と比較するとき、そおよび名誉革命につらなる一連のイギリス絶対主義崩壊過程の観点」から、独立革命を、「……イギリスのピューリタン革命 な性格を帯びているものとも考え得るであろう。……それは近 からのアプローチを提唱した。氏はさらに、「世界史的(w)

同抵抗陣営の二分化」をあとづけ、「独立と社会運動を内包するで、それぞれの史家によって一定の定義を与えられて使用されが、それぞれの史家によって一名你の問題に拘泥しない」として、印紙系例一接の歴史過程の説明に、形容詞的用法としてでなく、そのまま使用することは、決して許ざるべきことではない。もちろん、保守派・急進派の如き時室をこえた 普通 名詞が、それぞれの史家によって一宝の定義を与えられて使用されが、それぞれの史家によって一定の定義を与えられて使用されが、それぞれの史家によって一定の定義を与えられて使用されることは当然であるが。)

立るにいたった。 会運動という視点が、具体的な歴史内容に裏づけられて確立さ会運動と、他方におけるアメリカ社会内部の民主化運動・社 反抗運動と、他方におけるで、一方における植民地支配に対する点からの前進がはじめられ、一方における植民地支配に対することに、今津氏によって、かって高末氏が与えた一つの出発

↓再軍備という保守的支配層の反動的コースと、革新勢力の反民主化政策の後退→吉田長期政権の継続→単独講和→なしくずわか国の政治状況――『朝鮮戦争』立予を生年・1 わか国の政治状況――『朝鮮戦争』物発を収穫とする古演軍のこのような視角は、昭和二十四・五年から二十九年にいたる しかも両勢力内部における分裂・抗争 に対する氏の実

> るものであった。 践的課題に根ざすものであり、その時点では一定の意義を有

はこれを批判するにせよ、ともかくその後の市民革命史研究ではこれを批判するにせよ、ともかくその後の市民革命研究史上にの『市民革命の構造』は、わが国における市民革命研究史上にのの『市民革命の構造』は、わが国における市民革命研究史上にの指発な論争が展開されつつあった。とりわけ、高橋華八郎氏で活発な論争が展開されつのあった。というの出発点を与えたものであった。 らは、戦後のわが国の民主的諸改革の歴史的評価という実践的化の理論的・実証的研究をつみ重ねてきた大塚・高橋・松田氏一方、すでに戦前・戦中を通じて、ヨーロッパにおける近代

このような市民革命ないしは近代化という世界史里普遍史的な観点からの独立革命史研究は、歴史フロバーの研究者よりもな観点からの独立革命史研究は、歴史フロバーの研究者よりもな観点からの独立革命の経済の経済的背景 --特にニューイングとして「アメリカ独立戦争の経済的背景 --特にニューイングとして「アメリカ独立戦争の経済的背景 --特にニューイングとして「アメリカ独立戦争の経済的背景 --特にニューイングとして「アメリカ独立戦争の経済的背景 --特にニューイングとして「アメリカ独立戦争の経済的背景 --特にニューイングとして「アメリカ独奏昭和二四年『アメリカ合衆国初期の経済政策と、これは戦を昭和二四年『アメリカ合衆国初期の経済政策として一十」を発表し、これは戦後昭和二四年『アメリカ合衆国初期の経済政策として一十」を発表し、これは戦後昭和二四年『アメリカ合衆国初期の経済政策として一十」を発表し、これは戦後昭和二四年『アメリカ合衆国初期の経済政策とよりも、東京、日の研究者よりもない。

とする大事業をどうして達成しえたか、が疑問とならざるをえ ネルギーとともにそれを組織する高度に政治的な指導力を必要 的主動力とした。これに、いわゆる第二類型の商業資本し、これに「都市の小市民・職人」を加えて、独立戦争

--- 70

に移行した』その「移行」の客観的条件と主体的な動機、また ここで氏の つまり、かれらが「自らの所属を離れてパトリアッツ側」で氏のいわゆる第二類型の商業資本の性格規定が問題と した結果生じたかれらの性格上の変化を、どのよう

アメリカの経済的発展がイギリスのそれの一部分たることを止た、と、也によって、地理性の濃淡から三つの類型に分類した。その関係によって、前期性の濃淡から三つの類型に分類したが、自作のなる同様の前提条件の準備にどの程度成功したが、時間われる。このような分析製的諸条件の準備にどの程度成功したが、の推進的経済社会努力は何であったか。……第二に、イギリスに放ける経済的発達をあとづけ、そこに農民層の中に胚種をもつマニューアクチュアの発展を検出し、また商業資本をその生産との関係によって、前期性の濃淡から三つの類型に分類した。その上で独立革命時のニューイングランドにおける基本的対立を、上で独立革命時のニューイングランドにおける基本的対立を、上で独立革命時のニューイングランドにおける基本的対立を、「マニニファクチュア主と同盟せるピューリタン的農民主パトーマニュファクチュア主と同盟せるピューリタン的農民主パトーマニュファクチュア主と同盟せるピューリタンの農民主パトーマニュファクチュアを持足がある。 を控えていたためであった」とした。 製にまで行きつかなかったのは、共通の敵イギリス軍との決戦 ットの一部である北部の商業資本は右派=「保守派」の態度をトとの対立」と措定した。さらに戦争の遂行を通じてパトリアリアットと、地主階級と同盟せるクェーカー商人=ロイアリス 明確にし、フジカルズと対立するにいたるが、その対立が「分

時のニューイングランドにおける産業資本の歴史的 存 在 形 態う大塚久雄氏の理論に通ずるものがある。鈴木氏は、独立革命 このような鈴木氏の理論は、産業資本と商業資本の対立とい 「マニュファクチュア主と同盟せるピューリタン的農民」

権をにぎりつづけ、革命の成果の分前を独占しようとしたかれ権をにぎりつづけ、革命の成果の分前を独占しようとしたかれ果ではなく、一旦パトリアツッ側に移行するや、終始政治の指導は、決して同盟者として「行動をともにして」もたらされた戦 が指摘しているように、独立革命の「大きな戦果……政治指導者の大部分は、終始この層から供給された。 制約からの脱却、自由な取引きと西部の上地の開発しは、「北 ならない。その意味で、従来の「独立戦争を目して来英商業資背後の経済的基礎適程の分析にあったことは、諒解しなければもちろん氏の目的が政治過程の分析にあるのではなく、その な役割を明らかにした本書のもつ意義はきわめて大きい。これ歴史的存在形態としての農民・マニュファクチュア主の主体的木を三つの類型に分ち、さらに独立革命期における産業資本の らの主体的な政治取引の結果とみる方が妥当ではなかろうか。 氏らによって著しく精ち化された市民革命の理論からする綜合 よる経済的基礎の分析と、今津氏の政治過程の分析との、高橋 観点からする独立革命史の研究成果をもつことができた。 によって、われわれはほじめて近代化という世界史=普遍史的 木の利害対立とする見解」に対して、アメリカ植民地の商業資 の商人と南部の大地主」の掌中に帰したのである。 価するか、という問題が残されている。事実上、独立革命 またそのためのそれぞれの研究の深化とそれに基 出発点からの正しい発展の方向で 「大きな戦果……植民地的四から供給された。しかも氏 それら

別の角度からこのような近代化の視点を、 一独立戦争

正反対の結論に到達した。氏は、「レギュレイションは、独立レイター、一七六五十七一にたよりながら、パゼットとはのジョン・S・パゼットの論文「ノース・カロライナのレギュ氏である。氏はノース・カロライナのレギュレイターについて して批判し、「農民運動」の薔薇的意義を説いたのが菊地謙一し、農民の政治的うごきを具体的に追求してうとはしない」とと云えば北部の商業資本の<分析>などに研究も関心 も 集 中 史学のそれと同一線上にある。ただ農民運動の歴史的限界を認めている。このような視角は、今津氏のそれとあるいは革新振ランターの指導に頼らざるをえなかった。点に歴史的限界を認 設的ではない。鈴木氏も産業資本の歴史的存在形態としての農『序説』に対するものであったとすれば、いささか的外れで建の近代化あるいは市民革命史観に対する批判が、もし鈴木氏のめている点でそれに対する正当な批判を含んでいる。しかし氏 指摘している。ただ、かれらの独立についての指導と同盟、 民・マニュファクチュア主の同盟を措定し、菊地氏と全く同じ よび社会内部の諸問題についての対立の意義が、 くかれらの未成熟・分散性による『保守派』の支配への屈服を

点における研究の正しい方向に貢献するものではない。対象をして不適であるというのなら、身も蓋もない話で、 いが、「北部の商業資本の<分析>など」(傍点筆者)が研究されていないという批判なら、前に指摘したとおりで異存はな 出沧

- (1)0 645 A 1927. Jameson. F. J., The American Revolution Cons-Revolution in Virginia, 1916. Adams, J. 高宋八尺 idered as a Social Movement, 1926. が見事に契約され nts in American Thought, Vol. I, The Colonial Mind, tionary New England. 1923, Parrington, Main Curre-A., Rise of American Civilization, 1927. Eckenrode, 和二二年三版。二二六十二三五頁。ここでは、Beard, C.高木八尺 『来国政治史序説』有斐閣、 昭和六年初版、四 昭和六年初版、昭 T., Revolu-
- (2)和一九年第一版、昭和二一年第二版、 第二編第二章。大塚久雄『近代欧州経済史序説』(上巻)日本評論社、 なる範疇に就いてい 『近代資本主義の系譜』学生書房、第一二所謂前期的資本 **第二編第二章。** 同 11/3
- (3)評論社、昭和二二年第一版、第四章近代的進化の二つの高語字八郎『近代社会成立史論―欧州経済史研究―』日本 『体系』について、第五章 (『世界歴史』河出書房、第六巻「ヨ 一六年、 に発表) 市民革命の構造展望試論。 ł ロッパ市民精神」
- (1) 「市民革命としてのアメリカ革命」 『歴史評論』

- 1. 『アメリカ研究』第四巻第二号、昭和二四年三月。 歷史評論社、昭和一三年、二 九 八 河 一米国史人
- (5) 八真。 中屋健一『米国史』誠文堂新光社、昭和二三年、 四 L: þц
- **6** ○頁。 ○頁。 ○頁。 中屋健一「アメリカ独立革命」、 支箍
- 7 和三〇年、六十八頁、四五十五四頁。中屋健一『アメリカ独立革命』(アテネ文庫)弘文堂、 11/3
- 8 たい。 を追求した。柴田三千雄「フランス革命論の再検討」『歴との点、「古典的』とされるフランス革命の一般性と特殊 史学研究』 第二五三号、昭和三六年五月号、を追求した。柴田三千雄「フランス革命論の再 を参照され
- ミラー「アメリカ独立革命の諸原因」<潜評>、 アメリ
- $\langle \widetilde{11} \rangle \langle \widetilde{10} \rangle$
- 高橋幸八郎『市民革命の構造』御茶の東書房、第三七巻五号、六号、昭和二九年。 としてのアメリカ革命を主要な観点として――」『史林』今津晃「いわゆる『印紙条例一接』について――社会運動今津晃「独立宣言―その本文と解説―」『西洋史学』Ⅱ『カ研究』第近巻第一号、昭和二五年一月。 -社会運動
- $\widehat{(12)}$ 昭 和 二 元
- (13) 鈴木圭介 『アメリ経済更研究序説』日本評論社、 昭和二四
- (14) 初地派一 「アメリカ独立戦争と農民運動」 『歴史評論』

昭和二五年三月。

木田論争

論文「アメリカ革命と邦憲法──ペンシルヴァニア革命憲法のた。昭和三○年の二月号の『歴史評論』に掲載され今津晃氏の 点で、またその綜合の困難さばかりか、まず相互の理解の難かする機会をもたなかった二つの史観がはじめて公に討議された本田創造氏の批判にこたえて――」は、これまでほとんど接触民科・京都支部歴史部会『今津さんの論文をめぐる討論会―― 「<アメリカ革命と邦憲法>を読んで」、さらにそれに対する成立と崩壊について――」 それに対する本田創造氏の 批 判論文「アメリカ革命と邦憲法――ペンシルヴァニア革命憲法の しさを如実に示した点で、きわめて有意義な討論であ ・実証的問題を残しなから、次の段階にその解決がもちこされ の課題は、研究者個々の努力にもかかわらず、多くの理論的出発点における市民革命の視角と民主主義史観との綜合・統 た。

ったとする。(なお、この「予期しない革命の方式」という言為低次の革命」であり、それは「予期しない方式の革命」である低次の革命」であり、帝国内にとざまる革命よりもむしば一歩後退することであり、帝国内にとざまる革命よりもむし対立=「革命内の革命」とみて、独立は、「愛国派本来の革命対立=「革命内の革命」とみて、独立は、「愛国派本来の革命対立=「革命内の革命」となる。 葉を使ったのは「革命運動がはじめから独立を意図したもので ある」と「討論会」では補足している。)はなく発展的なものであったことをいおうとした誇張的表現で 今津氏は、独立革命の木質を愛国派内部の保守派と急進派の

であったという意味がわからない、としている。むしろ本田氏は今津氏に反してこの関連を、『植民地内部の矛盾は従属的な主要な矛盾』であり、『植民地アメリカ革命は、基本的には民族独立の盾をめぐって爆発したアメリカ革命は、基本的には民族独立のためのブルジョア民主々義革命だ」としている。むしろ本田氏ためのブルジョア民主々義革命だ」としている。むしろ本田氏であったという意味がわからない、としている。むしろ本田氏であったという意味がわからない、としている。むしろ本田氏 革命>という性格をもつものであった」(傍点は本田氏)点にの植民地特権階級に対する民主々義運動でもあり、<革命内の今津氏のいう「革命戦争はイギリスへの抵抗と同時に、かって本田氏は、この「革命内の革命」と独立との関連について、 派の最高目的から「一歩後退することであり、…低次の革命」は、「傍点を付した意味において」認めているが、独立が愛国

している。しかしその例示の二つのうち二つは、今津氏のいう、ソン的見解が修正を要請する段階に来ている。例をあげて反論義的なものであるということはできない」として、「ジェームられる。しかし「だからといって、アメリカ内の社会闘争が二られる。しかし「悲後退」・「低次の革命」説は撤回されたとなまり独立の「一歩後退」・「低次の革命」記は撤回されたとなさんのいうごとく第一義的なものである」ことを承認した。つさんのいうごとく第一義的なものである」ことを承認した。つ 「社会闘争」がアメリカ社会内における王党派に対する愛国派の 性を裏書きするものであり、他の一つはそのような 一社会 闘 闘争であったという例示であって、それはむしろ独立の第一義 が第二義的でないという証明はなにもしていない。しかもこれ争」が独立以前から存在したということの例示であって、それ 認した。つ

ときの革命は独立運動と同じであり、後の革命は「民主々義運という性格規定が与えられている。つまりここで革命内という のはる ギリスへの抵抗と同時に、行われたことから「革命内の革命」 値民地特権階級に対する民主々義運動」(傍点筆者)が 「革命内の革命」である。ところが、論文の方では「かつて」と氏はいう。この論の運びからすると、氏の「社会闘争」 である。 カ革命はやはり<革命内の革命>として捉えらるべきであ 例示に引きつづき「これらは一、二の例にすぎないが、 7

どのように規定されているかが明確にはわからない」というの一七七六年のアメリカ革命の基本的性格がこの論文のなかで、革命一が加わるのであるから、本田氏が「ひとことでいえば、立ある。これに先程ふれた「低次の革命」「予期しない方式の が社会闘争という表現で媒介されて等置されているという具合守派対急進派の対立=社会運動、これに王党派対愛国派の対立のより社会闘争=『革命内の革命』=民主々義運動=愛国保 性格をどう規定しているかという解答が見出せない わけ で あ メリカ史家の言葉の翻訳であるため、今津氏自身が独立革命のは無理もない。性格規定の言葉が多すぎ、それもさまざまなア

てない。今津氏が論証した邦憲法の創定から合衆国憲法にいたこれに反し本田氏の規定は明快ではあるが、説明不足を免れ 『植民地内部の従属的な矛盾』という表現と重なり合うこと (愛国)保守派と急進派の対立=民主主義運動は、本田氏

> るという立場から、この闘争を独立運動と等置し、「植民地内かである。一方本田氏は、王党派は本真的にイギリス帝国側であけとって、二義的ではないと反論したことは上の側示から明ら闘争をも、本田氏が「従属的」=「二義的」であるとしたと受闘争をも、本田氏が「従属的」=「二義的」であるとしたと受 のか、氏のこの規定ではどちちともうけとれる。今津氏がこの方に入るのか、それとも「植民地内部の従属的な矛盾」に入る 田氏の場合「植民地アメリカとイギリス帝国の主要な矛盾」のと一緒に指称したアメリカ内部の愛国派と王莞派の闘争は、末 たしかである。ところが、今洋氏が「社会闘争」の名でそ

大五十十年 (1000年) (1000年 この点で、同じ印紙税法を対象とした両氏の論文を比較する部の従属的な矛盾」からは除外したのではなかろうか。 民地内の矛盾」についてのうけとり方の行き違いも、 の意義についての力点の相違がうかがわれる。と同時に、「植しか論及していない。ここに両氏の印紙税法ひいては独立革命 因がひそんでいるように思われる。 抵抗グループの結成過程はその分裂過程に比べてはるかに少し

規定」を独立革命史研究者に望まれたが、それよりもまず独立結論の第三に「フランス革命やイギリス革命にも共通する概念ないという悲しい事態をさらけ出したのである。「討論会」の同じ独立革命史を研究するもの同志が、共通の言葉で話し合え語のとり違いから論点のかみ合わない論争に終った感が深い。 対立にふくめて、どちらかといえば内部対立を基本的課題とすの基本的課題とする本田氏と、その聞いをアメリカ社会内部の 3分津氏との間の論争となるべきはずのものであったのに、用 革命史研究者同志に通する用語の厳密な使用が、研究者全体に ?する植民地の反抗=独立のなかにふくめて、独立を独立革命この論争は、王党派と愛国派の闘いを、イギリス植民地政策に 1 せられていることを、この論争は明らかにもたといえよう。 命憲法の成立と崩壊について――」『歴史評論』六三、昭) 今津晃「アメリカ革命と邦憲法――ペンシルヴァニア革 三○年、二六三~八八頁。

- 評論』六五、昭三○年四月、五三~五五、四三頁。 本田創造「<アメリカ革命と邦憲法>を読んで」『歴史
- 九、昭三〇年九月、七五~七八頁。 ≦──本田創造氏の批判にこたえて───』『歴史評論』六民科・京都支部歴史部会「今津さんの論文をめぐる討論
- (4)の社会運動として独立革命を考察したのであって、決して それが独立革命の基本的命題であるとはいってはいない。 ジェイムソンはその書書の題名 as a Social Movement. が示すように、一つ American Revolution

かしるそれが独立の附随的結果であるとみた。附随的結果 とみた限りで今津氏の批判は当っているが、しかしそれが とみた限りで今津氏の批判は当っているが、しかしそれが とみた限りで今津氏の批判は当っているが、しかしそれが とみた限りで今津氏の批判は当っているが、しかしそれが とみた限りで今津氏の批判は当っているが、しかしそれが とみた限りで今津氏の批判は当っているが、しかしそれが とかた限りで今津氏の批判は当っているが、しかしそれが という である。 質的な評価にかかわっているからである。 質的な評価にかかわっているからである。 質的な評価にかかわっているからである。 質的な評価にかかわっているがらである。 ではジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『革命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『本命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『本命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『本命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーァド、『本命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーラド、『本命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーラド、『本命 はジェイムソン、受国保守派・急進派はビーラド、『社会運動』

- 西洋九色 《 一 一 『歷史評論』四五、昭和二八年。 税法
- (\equiv) 展開―西洋東学会・アメリカ史部会

人の報告が行われた。 (1) いて、武則忠見・今津晃・三浦進各氏と筆者(富田虎男)の四らく最初の一アメリカ史部会がもたれ、アメリカ独立革命につ らく最初の」アメリカ史部会がもたれ、アメリカ独立革命につ司会者中屋健一氏がのべた如く「日本の西洋史学会において恐共通テーマとして『市民革命』の問題をとりあげたが、その際 昭和三一年度の日本西洋史学会第七回大会は、近代史部会の

らかなように、西部マサチュセッツ(農民)を独立革命――氏代の西部マサチュセッツ』を骨子とするもので、テーマにも明 応」は、主としてR・テーラーの詳細な地方史研究『独立革命時 まず武則氏の「独立革命に対する西部マサチ 西部マサチ ユセッツ (馬民) を独立革命 u. の 対

と、西部は巨大な産業資本対極民地商業資本の対立: ---に対する対応体系として評価する一方、西部の活動が一旦活発化するが、西部は巨大な産業資本主義を形成する基礎となりえた、という論理的には一見矛盾する立場に立っている。しかし氏の景色は、論理的整合を求めるというよりは、むしろ西部農民里革のがな問題について行動様式を決定するためジグザグなコースをかな問題について行動様式を決定するためジグザグなコースをかな問題について行動様式を決定するためジグザグなコースをなることを具体的に明らかに経て充局的に右のようなコースとなることを具体的に明らかに経て充局的に右のようなコースとなることを具体的に明らかに経て充局的に右のようなコースとなることを具体的に明らかに対する。

今津氏の『植民地都市生活における革命への条件」は、独立立の地の類似概念に、さらに加わることになり、その整理・統との他の類似概念に、さらに加わることになり、今津・本田論争において問題にした「社会革命」となる概念が、今津・本田論争において問題にした「社会革命」なる概念が、今津・本田論争において問題にした「社会革命」なる概念が、今津・本田論争において問題にした「社会革命」なる概念が、今津・本田論争において問題にした「社会革命」なる概念が、今津・本田論争において問題にした「社会革命」なる概念が、今津・本田論争において問題にした「社会革命」なる概念が、今津・本田論争において問題にした「社会革命」とを見出した点で貢献を果したが、氏の用いる「社会革命」となる概念が、今津・本田論争において問題にした「社会革命」との独立とは、独立一つの問題が残られた。

義』は、市民革命の視角から、上地に関する半封建的遺制の廃一次に筆者の『トマス・ジェファソンのヴァジニア 改 革 の 意

本と規定できるであろう、といっ結論に達した。 本と規定できるであろう、といっ結論に達した。 本と規定できるであろう、といっ結論に達した。 本と規定できるであろう、といっ結論に達した。 本と規定できるであろう、といっ結論に達した。 本と規定できるであろう、といっ結論に達した。 本と規定できるであろう、といっ結論に達した。 本と規定できるであろう、といっ結論に達した。

最後に三補進氏は「合衆国憲法の制定に関する一考察」というテーマで、連合規約が急進的で、合衆国憲法は保守的である。 でいたとしているが、氏の用いる「農民ブルジョア」の概能なくしたとしているが、氏の用いる「農民ブルジョア」の概念がはなはだ漠然としており、有効な分析手段とはなし難いよるがはなはだ漠然としており、有効な分析手段とはなし難いように思えた。

とは不可能としても、せめて自分がそこで用いる言葉の定義を中屋健一氏の提言は至当であった。言葉を画一的に統一するこでの社会状態か、『このような定義なくして独立革命につい「定の社会状態か、『このような定義なくして独立革命につい「定の社会状態か、『このような定義なくして独立革命についての個人の報告のあとの討論の際に、第一に問題になったここの個人の報告のあとの討論の際に、第一に問題になったことは不可能としても、せめて自分がそこで用いる言葉の定義を回じ、第一に問題になったことは不可能としても、せめて自分がそこで用いる言葉の定義を回じ、

広場さえもちえないであろう。はっきり与える努力なしには、独立革命史研究者だけの共通のはっきり与える努力なしには、独立革命史研究者だけの共通の

この点で、後に本田創造氏から批判を浴びることになった。 第二に独立革命の基本的性格をどう規定するかの問題である。いゝかえれば、戦後の出発点で提起された市民革命理論と たべいられば、戦後の出発点で提起された市民革命理論と で英帝国の権力を植民地から一掃した<独立>の側面を捨象して、植民地の往会構造との関連において<アメリカ独立革命> で本的性格を規定すれば『東部の前期的大商人・大 上 地 所の基本的性格を規定すれば『東部の前期的大商人・大 上 地 所の基本的性格を規定すれば『東部の規定』とが表述といる。 「英帝国の権力を植民地から、大が正常の規定に出る。一民主化史制を対象している。」と。この普遍化は、氏が「巨視的」にみて今津氏の地を指するかの。」というには、大 上 地 所の 古屋による。 「英帝国の権力を植民地から批判を浴びることになった。

疑問から。村本氏にあっては、いわゆる「アメリカ型の道」が民主的成果の強調と、それを市民革命と等置することに対するては、当時の独立革命における社会的変革および民主化運動の改革のブルジョア的性格を認めなかった点にある。筆者にあったしかに、筆者および村本氏の誤りは、「土から」の地主的

徹底さにその原因があるのではないか、という疑念から。テーションの再編・強化が行われえたのか、これらの改革の不両者とも、市民革命を経たとすれば、なぜその後南部のプラン賞徹された南北戦争こそ市民革命であるという脈絡から。また

をして、アメリカにブルジョア化にせよ、独立を関係として、アメリカにブルジョア的原理が確立され市民革命性をたったにせよ、また「アノリカ型の道」が貫徹されたの限界をこそ示すものであれ、なんらその市民革命性をとしての限界をこそ示すものであれ、なんらその市民革命性をとしての限界をこそ示すものであれ、なんらその市民革命性ををしての限界をこそ示すものであれ、なんらその市民革命性を表定するものではない。またブランテーション制度の 再 強 化 ま、イギリス産業資本の取奪の足場として、いわば半値民地体を たがってそのこと自体なんら独立革命時の改革の市民革命性を たがってそのこと自体なんら独立革命時の改革の市民革命性を おうこつ筆者および村本氏の規定の不充分さは、「<独立> 機能されたの原因があるのではないか、という疑念から。

-- 77 ---

立革命の「上から」のブルジョア的改装という性格も認めねば立、「国際環境」の観点から、アメリカ独立革命を、フラ雄氏は、「国際環境」の観点から、アメリカ独立革命を、フラ雄氏は、「国際環境」の観点から、アメリカ独立革命を、フラ雄氏は、「国際環境」の観点から、アメリカ独立革命を、フラ雄氏は、「国際環境」の観点から、アメリカ独立革命を、フラ雄氏は、「国際環境」の観点から、アメリカ独立革命を、フラ雄氏は、「国際環境」の観点がら、アメリカ独立革命を、フラ雄氏は、「国際環境」の観点がら、アメリカ独立高く評価されればならない。と同時に、「社会構造との関連における」をいる。大会の総括質問者集団三手の側面を一定に対象が表現した。

ら」のそれを圧倒した。(アメリカ型の道が真徹されるのは、的力関係においてはるかに優勢な「上から」の体系が「下か 的力関係においてはるかに優勢な「上から」の体系が「下かべき新法体系の性格をめぐって両者は抗争し、この時点の政治 と同盟の関係は継続しつつも、他方でアメリカ内部に確立さるしかし一旦独立にふみ切るや、一方で独立達成のためこの指導り、それは政治的にはフチブル・ラジカリズムの形をとった。 とブルジョア的搾取を二重にうけていた『下から』の体系であ立運動=植民地革命を起した。その推進的主力は植民地革命を起した。 て、アメリカ独立革命は、植民地革命と市民革命の複合革命と して把えらるべきでふろう。 ルジョア的要素を廃棄するため、指導と同 展を妨げるイギリス本国の重商主義規制および植民地内の反ブ であろう。植民地における二つの近代的進化の体系は、その発 大胆な展望が許されるならば、 も指摘した如く南北戦争においてであった。) したがっ 次のようにいうことができる 盟の関係を結んで独

- による。 年報、昭和三二年十一月。七二十七四頁。および筆者のメモ11 No. 213, <歴史学の成果と課題酬>、一九五六年歴史学 下、この「報告」と、村本竹司「アメリカ史」『歴史学研究』 **(1)** 、ニジ『長幸・エ、トニート』「市民革命の問題点」昭和三一年十月。二二~二八頁。以「市民革命の問題点」昭和三一年十月。二二~二八頁。以「中屋側」一フメリカ史部会総括報告」『西洋史学』31特
- 武則忠晃 「アメリカ独立革命と西部農民---内部革命的

への前提と俯観上 「更字研究L 大玩。

- (3) 富田虎男「ヴァジニア改革の一考察 1-ジェントリイ支 (6) 本田創造「アメリカ革命のもつ市民革命的性格を否定して、これ いても、アメリカ革命のもつ市民革命的性格を否定して、これ いても、アメリカ革命のもつ市民革命的性格を否定して、これ いても、アメリカ革命のもつ市民革命的性格を否定して、これ いても、アメリカ革命のもつ市民革命的性格を表定して、これ いても、アメリカ革命のもつ市民革命的性格を表定して、これ における人民大衆の歴史的役割を過少評価ないしは無視しようとする傾きがある」として、第五の規定をアメリカはおける いわゆる一保守的修正主義」を批判した。この批判は正当 であって、決して民主的改革した。この批判は正当 であって、決して民主的なそれではなかったという事実の指摘は、「人民大衆の歴史的役割の過少評価ないし無視」には がらないと思う。しかも当時は「活して最重のであった」 (傍点 本田氏)と同じことを論証しようとしたものであった。その 本田氏)と同じことを論証しようとしたものであった。 の結果この革命 はあるが、「大地大衆の歴史的役割の過少評価ないし無視」には ならないと思う。しかも当時は「活して最主的でなかった」 (傍点 本田氏)と同じことを論証しようとしたものであった。その 本田氏)という事実の指摘は、「人民大衆の歴史的役割の過少評価ないし無視」には ならないと思うとしたものであったという事実の指摘は、「人民大衆の歴史的役割の過少評価ないし無視」には ならないと思うとしたものであった。その はまるないとは主義のであったという事実の指摘は、「人民大衆の歴史のと別になるという事実の対象によるなかった。

ととをいわねばならなかった研究の段階にあったことを含ん

-C 0 批判であってほしかった。

が、その批判には全面的に賛成である。しかし「農民革命」が、その批判には全面的に賛成である。──も批判した型の道を、独立革命について摘用している点──を批判したでアメリカ革命について、基本的歴史事実の誤解を犯していてアメリカ革命について、一」『歴史評論』一○三号、昭和三十の市民革命について──』『歴史評論』一○三号、昭和三十の市民革命について──』『歴史評論』一○三号、昭和三十の市民革命について──』『歴史評論』 の賃徹を市民革命の指標として独立革命を市民革命でないと る見解には反対である。 村木竹司「『アメリカ型』の道と南北戦争-−」『歴史評論』一○三号、昭和三十リカ型』の道と南北戦争——アメリカ

『西洋史字』3、五六頁。

いわゆる「内部革命」論と保守派史学

-- 79 ---

的にとらえ、これを「内部革命」と措定した。これによって民の)との対立を、独立革命における基本的対抗関係として一元 族的秩序の維持をはかるもの)と急進派(民主的変革を望むも 化の二つの体系にも見合うべき政治過程、すなわち保守派(貴 ェンセンは、観点においてかなり異るが、前にのべた近代的進たことは、わが国の独立革命史研究に大きな刺激を与えた。ジリカ研究」セミナーの議師として来自し、自説を詳細に展開し の大会の一年前の昭和三○年の夏に開催された東京大学「アァーいわゆる一内部革命」説の提唱者メリル・ジェンセンがこ、 主化運動史観は一つの極限にまでのぼりつめた。研究の出発点 の一つとして革新派史学の研究視角 ・成果を吸収・消化してき

> 「内部革命」説は容易に摂取されることになった。 たわが国の研究者にとって、その 一つの極点ともいうべきこ

电或研究を与うて、互当を与う主はリニニー の関別研究の成果に基さ、修正を提唱したF・B・トールズの 後の個別研究の成果に基さ、修正を提唱したF・B・トールズの 後の個別研究の成果に基さ、修正を提唱したF・B・トールズの 後の個別研究の成果に基さ、修正を提唱したF・B・トールズの の個別研究の成果に基さ、修正を提唱したF・B・トールズの を変更がある。 の個別研究の成果に基さ、修正を提唱したF・B・トールズの を変更があるいはマサチュセッツ西部の詳細な を変更があるいはマサチュセッツ西部の詳細な を変更があるいはマサチュセッツ西部の詳細な を変更があるいはマサチュセッツ西部の詳細な を変更を表した。 を変更を表した。 の個別研究があるいはマサチュセッツ西部の詳細な を変更を表した。 を変更を表した。 の個別研究があるいはマサチュセッツ西部の詳細な を変更を表した。 を変更を表した。 の個別研究があるいはマサチュセッツ西部の詳細な を変更を表した。 を変更を表した。 の個別研究があるいはマサチュセッツ西部の詳細な を変更を表した。 を変更を表した。 のので、 のの 強調する研究成果も同時に受け入れられつつあった。ジェィー方、これとは逆に、独立革命における民主化運動の限署

ョークについては仲田光氏の、ヴァジニアについては池本幸三角から、ノース・カロライナについては市橋靖子氏の、ニューたものであった。さらに大会終今日にいたるまで、凡そこの視 報告もジェンセンが定式化した『内部革命』の実態とその限界 斜一を指摘した。前記西洋史学会大会における武則氏と筆者の独占に終ったことを論証し、『土地問題にあらわれた保守的傾ついてアバネシーちの研究に依拠して、それが土地投機業者の を、それぞれマサチュセッツおよびヴァジニアについて追求し

成果が蓄積されてきた。 氏の、マサチュセッツについては増子順子氏の、具体的な研究(3)

本の民産の民産的民主的成果を実証的に批判して民主化説 が強調した独立革命の民主的成果を実証的に批判して民主化説 をたたえるばかりであったし、ダグラスにしても、ジェイムソンが「見落した」急進派によいしても、ジェイムソン説のいわば根幹をなす上地間 をなんら示すことなく、ただいたずらにジェイムソン説の 「健在」をたたえるばかりであったし、ダグラスにしても、ジェイムソンが「見落した」急進派についわば根幹をなす上地間 をなんら示すことなく、ただいたずらにジェイムソン説の 「健在」をたたえるばかりであったし、ダグラスにしても、ジェイムソンが「見落した」急進派による民主化の政治運動を関いし、またテーラーやシドナーにしても、その詳細な論証にもかかわらず、それぞれ一地域の特殊性ないしは実態を完明することのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学ることのみを目的としたもの研究は、独立を対した。

示しないか、あるいは漠然とその保守性を指摘するにとどま。

も意識されず』、「アメリカ自体の継続の意識」と「ヨーロッとり、」『旧きアメリカから新しきアメリカへの転換は必ずしとり、」『厄の空間すなわちヨーロッパへの絶縁という形を転換は、「一定の空間すなわちヨーロッパへの絶縁という形を パとの断絶の意識」をも 会事圧制=頽廃という一連の連想」と、「主張さるべき新世界 てそれは、「田世界=君主制=貴族社会=財産不平等=公定教換」という「『なしくずしの革命』の頂点」であった。したがっ - 「ロッパの印き秩序を捨ててアメリカに変っここう…」「ジに映じた独立革命を発明した。アメリカ独立革命は、「ジに映じた独立革命は、「リカ社の活力を持ちまして、アメリカ人のイー 信仰、疑似回質性……の歴史的根源として、アメリカ人状況の特色……権力への一体化=体制信従、『過去』の 論理から行われた。その論理構造室発想の基盤においてとの特殊な歴史的条件の下でクローズ・アップされた超歴史的 **甲アメリカ=共和制=市民社会=自由=健全=善という連想と** 「かつての故国ヨーロッパへの絶縁=移住」 = 「個々的な転上ロッパの印き秩序を捨ててアメリカに渡った」移住者による • 内在的批判 独立革命の再解釈 「空間の論理」としてえぐり出したのが斉藤真氏であ からよりは、むしろ朔の一九五○年代のアメリ再解釈は、このようた革新派史学に対する実証 って行われた。つまり転換は 7 -> V, 10 1.1

ケ内の時間の次元における変改としてはあまり意識されてこなりかえられて表現され」、「体制それ自体は超歴史的なものとして設定される」。権力への参与も、「自然的状況の所産として設定される」。権力への参与も、「自然的状況の所産として設定される」。権力への参与も、「自然的状況の所産として設定される」。権力への参与も、「自然的状況の所産として設定される」。権力への参与も、「自然的状況の所産として設定される」。権力への参与も、「自然的状況の所産として設定される」。権の論理」においてでなく、「時間の、経の論理」で転換を把えるときこそ、「レキシントンの銃声」や「自由の鐘」が「今日においても自らの間にひびいてくる。であるう」と結んでいる。

由を問われるほど重大な挑戦とうけとられたこともまた当然ではない。ただ相対的に「空間の論理」が「時間の論理」に立つ革に主として「階級的対立、縦の対立」は「時間の論理」に立つ革に主として「階級的対立、縦の対立」は「時間の論理」に立つ革に主として「階級的対立、縦の対立」は「時間の論理」に立つ革に主として「階級的対立、縦の対立」は「時間の論理」に立つ革に方といて、のような論理にもとづくシェーマ化には、複雑もちろん、このような論理にもとづくシェーマ化には、複雑もちろん、このような論理にもとづくシェーマ化には、複雑

産階級デモクラシー」論による「内部革命」の否定という形でしとりわけ不幸なことは、この挑戦がブラウンのいわゆる「中

の本筋であったように思われる。 おれわれの独立革命史研究の歴史からいえば、問題は「内部性に関する挑戦として、これをうけとるのが戦後の出発点以来価に関する挑戦として、これをうけとるのが戦後の出発点があったが、それが基本的かつ普遍的であったかどうが、それが市民革命としれが基本的かつ普遍的であったかどうが、それが市民革命としれが基本的なる位置を占めるものが、というものが戦後の出発の対象の連続を表している。

ェ学派の三つに分ち、それぞれの限界を明らかにしてその相対は、これまでの独立革命の解釈を帝国学派、社会経済学派、ネ・史理論の不毛をもたらさずにおかなかった。例えば モー ガンこうした『空間の論理』の強調は、歴史意識の、ひいては歴

このモーガンの言葉を本文の結びとした今津晃氏の『アメリカ革命史序説』は、その結びの言葉に相反して、いわゆる「内が革命」説が基調となっている。その内容については筆者もすでに書評においてふれたし、清水博氏の詳細な書評を参照されたい。ここではわが国の独立革命史研究の歴史の立場から、そたい。ここではわが国の独立革命史研究の歴史の立場から、それい。ここではわが国の独立革命史研究の歴史の立場から、それい。ここではわが国の独立革命史研究の歴史の立場から、それは、今津氏の長年にわたる独立革命史研究の成果をの構成について問題点をあげておきたい。

「指して刊行されたものであるが、なにゆえに個々の研究成果をの指成について問題点をあげておきたい。
「指して刊行されたものであるが、なにゆえに個々の研究成果をの指成について問題点をあずておきたい。 ら、問いかつ一定の解客をつねに与えねばならないであろう。答を与えつづけてきた。われわれもまた、われわれ自身の課題かこれまで歴史家は自らの実践課題に即して、問いかつ一定の解 のなんたるかをわれわれは十分に知っていないから。」と。しかう。「われわれは問い続けなければならない。なぜなら独立革命 的有効性を説いたが、かれ自身の解釈は明示することなく、一 し、独立革命のなんたるかを十分に知る目がくるであろうか。 ·性への顧慮なき地方史研究の必要の力説に終った。か

が与えられたであろうに。

をえない。その場合、本文の基調をなす「内部革命」説と、第 八章の部分におけるブラウン説の相対的承認、モーガンの言葉 読者は全体を通じて一九五八年における氏の見解と諒解せざる 出所の注記なしに、「二年前」の稿とされる以上、一般 一体どう理解すべきであろうか。

> 体に課せられてきた問題ではなったか。 握こそが、戦後の出発点以来、果さるべき課題として研究者全 る市民革命とは、いかなる関係にあるのか。実はこの総合的把 全体の基調をなす「内部革命」と、 四、五ケ所散見され

ろうか。
のうか。
のうか。
のうか。
の方が。
の方が、
の方が、
の方が、
の方が、
の方が、
の方が、
の方が、
が、
が、 派と急進派の抗争か。愛国急進派による同・保守派の権力奪取 いるのであろうか。普通名詞の内部抗争と同義語か。愛国保守 著者は「内部革命」という言葉をいかなる意味で使って

的程握は、十六年を経たわれわれの共同研究の出発点において史字の研究成果の継受・発展と、市民革命理論によるその総合 課題にとどまっていた。 も、『保守的』解釈派の見解の主体的摂取をもふくめて、 以上見てきた如く、戦後の出発点において与えられた革 郭 13 71

三五年、六七と人主美。233.115.東大系』×「日本における社会経済史学の発展」弘文堂、昭和し)に「日本服に氏の「アメリカ社会経済史研究」『社会経済し、 たが、紙敷と時間との制約から果すことができなかった。後日研究と社会経済史研究の成果を統一的に跡づけるつもりであっ三五年、六七~八九頁。を参照されたい。はじめは、歴史学的 **附記** 近代化の視点からするデメリカ経済更研究の成果につ

- 4<u>1</u>2 康編『アメリカ的思惟の展開』所収。東大出版会、昭和三京大学『アメリカ研究』セミナーにおける公開講演。木村 は、このセミナーの参加者であった。 メリル・ジェンセン「アメリカ民主主義伝統の諸起源」 Jensen, Merrill, The Articles of Confederation (1940) • なお、前記大会の報告者四名中三名(武明・三浦・富田) 明和三 () 東
- Tolles, F. B., loc. cit.,
- 八贝。 ──』「『西洋史研究』第四号、昭和三三年。一○二~一○時代における平等な政治的権利と多数決支配の ための 闘争 シャ・P・ダグラス『販連者と民主派ー Douglass, Elisha P., op. cit., 筆者による書評 一アメリカ独立革命 : 포 リ
- olution, (1954). 「筆者による書評「ディラー『独立革命時 Taylor, Robert J., Western Massuchuseits in the Rev-
- 三四年三月号、 ン・フリーホールダーズ』」『世界史研究』第二一号、 筆者による書評『チャールズ・S・シドナー 『ジェントル Sydnor, Charles, Gentlemen Freeholders, (1952). 四六~五一页。 阳和
- 問題にあらわれた保守的傾斜について――』『文化史学』第一 准才寺三一 社会連載としてのアメリカ独立革命 ――上地
- 市橋靖子 ス Ji U ラ ナにおける独立革命 内部革

- 命性の意義と限界――」『史苑』第一九卷第二号、 昭和三三
- 昭和三六年、八五七一三三gc 成立基盤』『千葉大学文理学部紀要。文化科学篇』第三輯、仲田光二一七七七年ニューコーク憲法の構造的特質と其の
- ニアーし 池本幸三一アメリカ革命と南部上 『西洋史学』第四八輯、四二七六一頁『西洋史学』第四八輯、四二七六一頁 $r\mathcal{T}$ 7
- 00九月。 闘争を主要な観点として--増子順子「マサチュセッツ邦憲法の制定」 『史舞』第二号、 **号、昭和三六年** ―愛国派内部の
- いる。行、その一定の反映としてのマッカーンズムの跳梁を指して行、その一定の反映としてのマッカーンズムの跳梁を指して冷戦の激化、国内の福祉国家体制下における擬似同質化の進冷戦の激化、国内の福祉国家体制下における
- カ人でもジェファソンは支配者の側であり、被支配者側のイ的滞在者の観察を主要な資料として使用するのか。②アメリ 人でもジェファソンは支配者の側であり、

- 🗒 Brown, Robert E., op. cit.
- その相対的な意義を認めている。どうかに疑問をさしはさんだのであり、ハーツもモーガンもけ、ブープスティンは、それが「基本的かつ普遍的」であった
- 一号。二九頁。 一分 サメカ革命史の歴史』『史林』第四二 巻 第二 一
- 号、昭和三七年三月号、が最初である。 知久 『アメリカ史学界最近の動向』『歴史学研究』二六三の『正面から『保守的』解釈をとりあげたのは、有賀貞・清水の『正面から『保守的』解釈をとりあげたのは、有賀貞・清水
- ∞ Morgan, Edmund S., loc. cit. 今津兄『アメリカ革命史』
- 下。 | 今津晃『アメリカ革命史序説』 | 法律文化社、昭 和 三 五側 | 今津晃『アメリカ革命史序説』 | 法律文化社、昭 和 三 五側

- 二五五号、昭和三六年七月。五六€五九頁◎ 揺槁、「今津晃著 アメリカ革命吏序説」『歴史学研究』
- 五〇号、昭和三六年。七七七七八頁。) 清水博「今津晃著」アメリカ革命東序説」『西洋東学』

四 虎 男)

富

希

以上アメリカにおける独立革命、連合時代、合衆国憲法制定 に関する歴史学的研究とわが国における独立革命史研究との史 学史的検討を試みた結果、独立革命から憲法制定にいたる歴史 学史的検討を試みた結果、独立革命から憲法制定にいたる歴史 学史的検討を試みた結果、独立革命から憲法制定にいたる歴史 学史的検討を試みた結果、独立革命から憲法制定にいたる歴史 学史的検討を試みた結果、独立革命から憲法制定にいたる歴史 学史的検討を試みた結果、独立革命から憲法制定にいたる歴史 がある。ベッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい ある。ベッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい ある。ボッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい ある。ボッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい ある。ボッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい ある。ボッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい ある。ボッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい ある。ボッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい ある。ボッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい ある。ボッカー、ビーァド、ジェンセンはこの立場に立ってい なったが関連に対している。 とみる解釈である。ブーアスティン、ハーッ、ブラウン、マク ドナルドのはこの立場に立っている。

す原動力としての急進派の役割に重点がおかれ、後者の解釈はかも、前者の解釈は主として一七七六年までの、独立をもたら実践的立場の違いにより多く由来しているように思われる。してというよりはむしろ各史家が当面した現実の課題に対するこのような二つの解釈は、新史料の発見とか研究の深化に基

なければならない。 独立革命の過程ならびにその成果 上として一七七六年以降の、独立革命の過程ならびにその正常の解釈を批判・摂取して統一の がたいうような二者択一的な立場をとるととは正しくないであろう。むしろ問題は、この二つの解釈を批判・摂取して独立判を、アメリカの現実に対する各更家の姿勢と切り離して独立利が正立がた自体の自己展開となたり、あるいはそのいずれが正立のが発生して一七七六年以降の、独立革命の過程ならびにその成果主として一七七六年以降の、独立革命の過程ならびにその成果

し再構成されて行くものとして把握されねばならないである、他民地時代から憲法制定を通じて、さらにはのものぞれでは、市民革命の協介が高速における保守・急進両勢力の対抗関係は、市民革命の協介が高速にあり、あるいはその保存的結果から否定されたりしてきた。もちろん、ジェンセンがいった意味での「内部革命」は、もはや普遍的妥当性を失っていった意味での「内部革命」は、もはや普遍的妥当性を失っているといえよう。しかし、かれが明確に指摘したアメリカ社会における政治的方関係として、その正しい位置づけをさるべく残されている、ということができる。しかも、その対抗関係は、基本的には保守・急進の対抗関係は、まさしく市民革力が高における政治的方関係として、その正しい位置づけをさるべく残されている、ということができる。しかも、その対抗関係のにおける政治的方関係として、その正にはいるとして把握されたりたが同の研究者が、これでは、基本的には保守・急進の対抗関係は、まざしく市民革力の対抗関係において、その具体的プログラムにおいて、常に流動など、基本的には保守・急進の対抗図式をあないである人的構成において、その具体的プログラムにおいて、常に流動など、基本的には保守・急進の対抗図式をあたいである人間である。

及び、より広い視野からなされねばならない。 あ ろ 関ることなく、より広い視野からなされねばならない。 おれわれが次の課題としてジャクフン時代をとり上げる理
の後のアメリカ史の研究、たとえば南北戦争、再建またはそのの後のアメリカ史の研究、たとえば南北戦争、再建またはそのの後のアメリカ史の研究、たとえば南北戦争、再建またはそのの後のアメリカ史の研究、たとえば南北戦争、再建またはそのの後のアメリカ史の研究、ために独く独立革命時代に
う。したがって、その位置づけは、たんに狭く独立革命時代に
う。したがって、その位置づけは、たんに狭く独立革命時代に

(清水 博・富田虎男